

# 第6回

## 松浦地域合併協議会会議録



日 時： 平成16年12月8日（水）10時00分

場 所： 福島町社会福祉センター

# 第 6 回 松 浦 地 域 合 併 協 議 会

開 会 年 月 日 及 び 時 間	平 成 16 年 12 月 8 日 (水)			開 会 時 刻	午前 10時00分	
				閉 会 時 刻	午後 16時41分	
会 議 の 場 所	福島町社会福祉センター					
出 席 し た 委 員  30名中 28名出席	会 長	吉 山 康 幸	副 会 長	松 永 茂 治	委 員	志 水 勝 輔
	委 員	宮 本 正 則	委 員	福 村 邦 廣	委 員	椎 山 賢 治
	委 員	寺 澤 優 國	委 員	松 瀬 輝 治	委 員	友 田 吉 泰
	委 員	志 水 正 司	委 員	岡 本 哲 夫	委 員	松 本 國 茂
	委 員	田 島 忠 志	委 員	村 田 末 廣	委 員	金 内 武 久
	委 員	武 尾 嘉 明	委 員	池 水 英 比 古	委 員	田 中 ま ゆ み
	委 員	太 田 末 男	委 員	山 口 芳 正	委 員	永 田 俊 子
	委 員	前 田 次 男	委 員	井 筒 清 治	委 員	廣 瀬 茂 好
	委 員	森 眞 一	委 員	吉 井 重 忠	委 員	大 畑 安 盛
	委 員	村 上 公 幸				
欠 席 した 委 員 2名欠席	委 員	日 高 雅 之	委 員	村 田 茂 實		
規 約 第 10 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 出 席 した 者 の 職 名  6名出席	幹 事 長	友 廣 郁 洋	副 幹 事 長	坂 井 秀 敏	副 幹 事 長	金 井 田 豊 秀
	幹 事	末 永 悦 二	幹 事	小 田 鉄 三 郎	幹 事	斉 藤 誠
職 務 の た め 会 議 に 出 席 した 者 の 職 名	事 務 局 長	大 久 保 整	事 務 局 次 長	丸 形 啓 二	事 務 局 職 員	瀬 戸 守
	事 務 局 職 員	鴨 川 聡	事 務 局 職 員	出 口 義 之	事 務 局 職 員	宮 本 一 樹
	事 務 局 職 員	嘉 松 正 仁				
協 議 事 項	別紙のとおり					
会 議 の 内 容	別紙のとおり					

## 第6回松浦地域合併協議会会議次第

日時：平成16年12月8日(水)10時～

場所：福島町社会福祉センター

### 1. 開会

### 2. 会長挨拶

### 3. 議事

#### 協議事項

##### 【継続協議事項】

- \* 協議第16号(協定項目13号)特別職の職員の身分の取扱いに関する事
- \* 協議第20号(協定項目7号)新市建設計画の作成に関する事(その3)
- \* 協議第29号(協定項目20号)国民健康保険制度の取扱いに関する事
- \* 協議第30号(協定項目29号)各種福祉制度の取扱いに関する事(その1)
- \* 協議第31号(協定項目29号)各種福祉制度の取扱いに関する事(その2)
- \* 協議第33号(協定項目32号)健康推進事業の取扱いに関する事
- \* 協議第34号(協定項目36号)農林水産関係事業の取扱いに関する事

##### 【新規協議事項】

- \* 協議第35号(協定項目33号)環境衛生関係事業の取扱いに関する事
- \* 協議第36号(協定項目34号)生活排水処理事業の取扱いに関する事
- \* 協議第37号(協定項目39号)水道事業の取扱いに関する事
- \* 協議第38号(協定項目8号)議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事  
(その2)

### 4. その他

### 5. 閉会

午前10時 開会

大久保事務局長

ただいまから第6回松浦地域合併協議会を開催いたします。

開会にあたりまして、吉山会長がごあいさつを申し上げます。

吉山会長

皆様おはようございます。第6回の協議会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、小委員会等も加わり、大変御多忙の中にお繰り合わせ御出席をいただいております。このことに対して、まずは心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

開催町であります福島町の職員の皆さんには、昨日からの準備設営等々、大変御苦勞をおかけいたしました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

前回の第5回の協議会は、11月25日に鷹島町で開催をさせていただいた訳ですけれども、継続協議の6項目、そして新規協議7項目の協議をいただき、そのうち7項目の確認をいただきました。これまでの協議によりまして、その他を除く協定項目44項目のうち、21項目の協議が終わりました。7項目が継続、そして未提案が16項目という状況でございます。

また、第5回の折には、協議終了後、少しの時間がございましたものですから、急遽、鷹島町の公共施設等々の視察をということをお願いいたしました。急なことにもかかわらず、鷹島町の職員皆さん方にも大変御苦勞をかけた次第でございます。大変お世話になりました。

本日は、先に事務局より案内がありましたとおり、継続協議の7項目、それに加えて新規協議4項目を御協議いただきたいと思います。中でも、議会議員の小委員会が去る12月3日に開催をされまして、協議会から付託いたしました調整原案ができ上がっております。委員長の方から御報告を受けながら、本日はこの御報告をもとに議論を深めていただきたいと思いますと考えているところでございます。

どうか本日も終日の予定となりますけれども、委員皆様にはいろんな角度から積極的に、これから先の地域づくりのためにという思いを込めながらの御意見を心からお願い申し上げます。

開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。本日もどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

大久保事務局長

それでは、第6回の合併協議会の議事に入らせていただきます。

なお、議長は、合併協議会の規約に基づきまして、会長を務めることとなっておりますので、吉山会長にお願いをいたします。

吉山会長

それでは、協議会規約によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

会議次第に従いまして、継続協議事項の協議から始めさせていただきます。

協議第16号 特別職の職員の身分の取扱いに関することを協議題といたします。

前回の経過も含めて、総務部会長から説明願います。

末吉総務部会長

おはようございます。総務部会の松浦の末吉と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案の1ページの方をまずご覧いただきたいと思います。

特別職の職員の身分の取扱いに関することについて、次のとおり提案する。

という内容です。

まず、

三役、教育長の設置、定数、任期については、法令の定めるところによる。給与については、現行額をもとに合併までに調整する。

議会議員の報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。

行政関係委員、公職選挙法関係委員の設置、定数、任期については、法令の定めるところによるものとし、必要に応じ合併までに調整する。報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。

その他の委員については、新市の発足時において設置する必要があるものは合併までに調整する。報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。その他のものについては、合併後調整する。

という提案で、前回と同様でございます。

調整の内容につきましては、報酬の調整の方針につきましては、松浦市の例によって調整を進めるというところで概ね了解をいただいておりますけれども、ただし、議会議員の報酬については、議会議員の定数や任期の取扱いというところの議論を待って確認作業に入ることと了解をいただいております。

また、後日、幹事会で協議いたしました結果、新市の規模、行政経費の削減、首長の権限であることなどから、自治法の原則どおり、助役1人制を確認した。前回の協議会の中で助役2人制という御意見がございましたので、幹事会の中で、ただ今申し上げましたようなことで意見の集約ができておりますので、お知らせしておきます。

説明は以上でございます。

吉山会長

ただ今協議第16号 特別職の職員の身分の取扱いに関することについて事務局より説明がありました。

この中で、前回議論の対象となった助役2人制の問題等々につきましては、幹事会等々で議論をした結果、自治法の原則どおり、1人制というものを幹事会としては確認して、改めてそのことを今説明を付したという状況でございました。

これらのことも含めて、協議第16号について、ただ今より御意見、御質問を受けたいと思います。はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島の子島です。ただ今説明のありました助役制について、ちょっと関連することをお尋ねいたします。

自治省の指導に従って置かないということでございますけれども、これからずっと論議の中で恐らくいろんなことが出てくると思いますけれども、だれが福島を統括するかというのは非常に心配する訳ですね。職員がやるのか、このままやったら職員がやるようになる訳ですけれども。支所となった場合、支所長という名の人を置くものか、職員の中に課長以上の職を置いていただけるのか、非常に不安な訳ですけれども、その辺も含めて。

また、これ議題に上がっていないと思いますけれども、何か核になる人がおらなければ非常に行政もやりにくい。また、住民としても、本当の行政に対しての意見を取りまとめることもできないんじゃないかと心配する訳です。その辺をどうお考えか、ちょっとお尋ねいたします。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

大久保事務局長

ただ今の山口委員からの御意見でございますけれども、だれが福島を統括するのかという

ことから始まった訳でございますが、助役については、先ほどの幹事会の協議の結果では、自治省の原則どおり1人ということで行こうかということが確認をされたというようなところで今御報告したところでございます。これについては経過と申しますか、やはり新市の規模2万8,000人という規模から照らし合わせて、類似の市でそのようなところがあるのかどうかというようなことになる訳ですけれども、それ相当の、長崎県内でも佐世保市とか長崎市とか、ああいうふうな規模のところでない、助役2人制ということは最近対馬もっておりますけれども、そういう状況にあるということですね。

それからまた、今日まで住民の皆さんから言われております行政経費の削減、これにどうしても、1人が2人になるということになると、これは反していくということですね。また、それから助役を何人置くかということにつきましては、やっぱり最終的に新市の首長の権限にもかかわるといふか、そのようなところもございます。そのようなところから、やはりこの協議会の方向性としては、原則どおりの助役1名、そういう体制で一応確認をする必要があるのじゃないかと、意見の集約をしたというところでございます。

それと、そうした場合に、じゃ福島町とか鷹島町さん、当然中心といふか、事務所の位置を松浦市にということを決めておりますので、じゃこの辺の配慮をどうするかということになる訳でございますけれども、まだ組織機構に関する部分の協定項目が未提案でございます。これにつきましては、1月の頭ぐらいの協議会になるのかなと思います。他に住民の皆さんの意見を集約、反映するよう一つの手法として、前回は地域審議会というのもございました。この辺との兼ね合いも出てくると思いますので、こういうところの中で組織機構や地域審議会等、地域審議会にかわる地域自治組織と申しますか、そういう制度も今出ておりますので、その辺も含めたところでいかに行政経費の増を抑える中で、現在ある体制の中で最大限にそれができるようなことを考えていく必要があるだろうと思っております。

ですから、この辺については、そちらの方での議論と申しますか、そちらの方での住民の意向を反映させる施策を考えていくということで、そういう御理解をいただければと思っております。当然、助役の1人制でございますけど、この1人制が中心ばかりを見るという訳ではございません。当然、新市全体を首長とともに見ながら行政の運営はなされていく訳でございますので、そのような御理解をいただければと思っておりますが、よろしく願いたいと思います。

吉山会長

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

山口です。説明はわかりましたけれども、合併、1市2町ですけれども、非常に特異性の合併ということは当然皆さん方御存じだと思います。わかる訳ですけれども、そうした中で、恐らく今からどンドンどンドン　今も経費削減、それだけが表に出て、そうした場合、中心部は、松浦さんはそれは中心部で安心してそれだけ言っておけばいいかもしれませんが、やっぱりちょっと離れた我々にとっては非常に不安な訳ですね。これから先も、恐らく組織の中でも第1に経費削減だと今も言われましたけれども、それだけが出てくる訳ですね。そうした場合、すべてがもう、だれがトップになるのかといたら、非常にそれさえも消されてくる恐れがあるから私は言っている訳です。その辺を皆さん方お考えして御配慮をいただければ、あえて固持せんでもよかと思えますけれども、これは後からしか議題が上がってきませんから何とも言えんわけですけれども、その辺を理解していただきたいということはある訳です。特に松浦の方ですね。もうずうっと私は経費削減と聞いてきました。もうそれを十分にわかっております。それをあえて言っておきます。よろしく願いいたします。

吉山会長

助役の人数をどうするかこうするかという議論、結局、行き着くところはやっぱり鷹島、福島、両町の皆さん方にとって、合併することによってその地域がどうなっていくのかという非常な不安があるということが大きな要素でございます。そういった意味合いからすると、原則1人という流れの中で動きつつも組織機構という、恐らく1月の上旬には提案して議論をするであろう。その中でどのような方策を持ってその不安を解消することが可能になっていくのかということについて、やっぱり真剣にお互いに議論をする必要があろうと私も思う訳でございます。

今、山口委員のおっしゃったことについては、しっかり次の項目の組織機構という視点の中で十分論議をしていこうということで整理をしておきたいと思うんですが、よろしゅうございますね、山口委員ね。

はい、村田委員どうぞ。

村田委員

鷹島町の村田です。実はこの助役制につきましては、前回にもちょっと質問した訳ですけれども、この合併のねらいが行財政改革をねらいとした合併ということで、1人が当然じゃ

ないかということをお願いした訳ですけども、やはりこれは新市の首長に人事権はある訳ですから、そういったことで、先ほど幹事会でも助役は1人制という御説明がありましたが、それぞれ福島さん、鷹島町においても支所長が当然置かれる訳でございますので、いざ緊急な場合、それぞれの支所長にある程度の決裁権限と申しますか、そういったものを任せていただくといったことが大事じゃないかと思えます。いざ緊急な場合でも、支所が1回1回本所まで行って決裁を受けるんじゃないかと、支所長にある程度権限を持たせていただくと、そのようなことを特にお願いしたいと思えます。

吉山会長

今、村田委員の御要望というのは、先ほどの山口委員の御質問を踏まえた上で、組織機構の形の中で支所長の権限をどのようにするのかという視点でのとらえ方ということで、御提起も含めて要望があったというとらえ方をしておきたいと思えます。

その他 はい、田中委員どうぞ。

田中委員

松浦市の田中です。合併の目的、国の目的は経費削減、行財政の削減だと思うんです。もう松浦市は経費経費と言われるというけど、将来的な見通しをやっぱり、経費をきちんと考えていないと、地方交付税も下がりつつあるんです。そういう面で何を減らすかという歳出ですね、人件費を減らさないどこを減らすんですか。

合併の目的は何だろうと私たちは考えます。何かこう私たちの考えと、やっぱり福島町さん、鷹島町さんの参加されている方たちの考えが少しずれているのかなという考えになります。財政削減というところを土台に置いて私たちは意見を言っています。だから、助役は1人、助役の給料を計算しますと、報酬額が1月672千円で、その15.79倍が1年間出ていくんです、金額が。そうすると、2人もいるとその分2倍になるということで、そこら辺の経費削減もきちんと考えていかなければいけないかなと思えます。1人で結構だと思います。

吉山会長

はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島の松本です。確かに経費削減、これはわかるんですよね。しかし、新市になって、旧自治体がいかがみ合ってはどうにもならないでしょう。今期だけで削減できる訳じゃないんですよ。今後ずっと将来を見越してと申しますか、将来にわたって経費を削減しようというの

が合併の目的じゃないんですか。だから、まずは一つの新しい市になって、市が一つの一体性を持つということが一番大切なことではないかと思うんですね。そういうふうな考えに立ちますと、先ほど山口委員が言いますように、端々の市民の意見も尊重してもらいたいということ、この点もぜひ頭に置いて、この会を進めていただきたいということを要望いたします。

以上です。

吉山会長

ここで私なりの所見が必要かなと思うんですけども、実はこの合併の議論、確かに幾つかの視点があると思うんです。やはり一つは、行政経費の削減というのが一つあります。あわせて、新しい地域としてどのようにこの地域が元気づいていくのかという部分があります。そのことのためには、新しい合併という形の中で、できるだけ早く一体性の確保が必要だという、そういった視点があるかと思うんですね。ですから、私はそこはバランスだと思っと思うんです。決して行政経費の削減を忘れてはならないと思います。そのことによって、有効な財源を、より有効に地域の活性化、周辺も含めた地域の活性化にどのように活用していくのかという、そこでのバランスというのが非常に大事になってくるといいますんで、私は両方ともそれぞれがひとり歩きするということでは、新しい合併での自治体というのはいき上がらないと思うんです。やはり行政経費を節減しつつ、なおかつ有効に 体力がついた、余力が出た部分を有効に、その地域活力を生み出すための財源として活用しようじゃないかという、その視点でこの合併の論議はしていくべきだろうと思うんですね。

これはお互いですね、その部分を全部1本、自分の言うことだけがすべて一つなんだという発想でおっしゃっているとは思っていないんです、私。ですから、そういう共通認識は持ちながら、今後の組織機構 支所長の権限等々も含めて、あるいは地域の産業振興をどのようにしていくのかということも含めて議論を交わしていきたいなと私自身思っておりますので、よろしく。

あえて言いますけれども、財源を減らせるものは減らしていくという、そういう視点を忘れたら議論は進まないと思います。一方、合併をしたら、それぞれの地域地域というのがどのようになるのかという不安もまたある訳ですから、そこら辺はやっぱり、お互いこの協議の場で調整をしていきたいと思いますということで今後進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

吉山会長

はい、村田委員どうぞ。

村田委員

私は先ほど支所長の設置問題で質問した訳ですけれども、ちょっと勘違いされておるんじゃないかなと思います。当然合併しますと、新市になりますと、旧町には責任者というものを置いてもらわんばいかんようになると思います。だから、支所長という人を置いて、ある程度の決裁権限を持った人を置いていただくと。これはむしろ地方交付税、交付金が財源が要る訳ではありません、当然責任者というのは合併すれば置いていただくようになりますので、そういうことを申し上げた訳です。

以上です。

吉山会長

その他 はい、山口委員どうぞ。

山口委員

山口です。先ほどいろんな報酬については合併前に調整するということですが、それはどういう形で調整されるものか。例えば、報酬審議会を持つとか、そういうふうなものか、この中であるものか、ちょっとお尋ねいたします。

吉山会長

はい、幹事長。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今の件につきましては、新市になってから報酬審議会は設置することになりますが、その以前に調整する必要がございますので、現在の松浦、福島、鷹島町さんの中から代表的な方々に出させていただいて、そこで住民の皆様方の御意見を聞いて最終的な報酬等については決定をしていこうと。そういう形で、一方的にこちらの方で決めるんじゃないくて、そういう住民の皆様方の御意見もお伺いして決めていきたいと、そういう考えを持っているところでございます。

吉山会長

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

山口です。住民の代表の方ということですが、ちゃんとした報酬審議会というもの

を設けられる訳ですかね。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。それはまだ松浦市、福島町、鷹島町という独立した自治体でございますので、そこでそういう審議会というのは設けることができませんので、それにかわる一つの組織として住民の代表方に合同で集まっていたいて、そこで御意見を聞いて決めていこうと、そういう考えでございます。

吉山会長

その他 特別職の職員の身分の取扱いに関する事、4点の調整項目がある訳ですが。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。今の幹事長のお答えなんですが、再度確認させていただきますけれども、そういう方々、地域住民の方々の代表で報酬等については検討するという事かと思うんですが、ということであれば、今日、議題は差し当たってその答申が出らんことには、今日の報酬等についての審議という部分が必要なのかどうかとちょっと思っているんですけども、どちらが先になるんでしょうかね。そちら側の答申して具体的な案が出た分に対してここで協議するものなのか、それとも、今日ここで協議した上で審議会みたいところで再度調整するものなのか、ちょっとそこら辺のところがよくわかりませんが、どちらなんでしょうか。

吉山会長

はい、幹事長。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。一応、提案をいたしておりますのは、議会議員の報酬については現行報酬をもとに合併までに調整するという事で提案をさせていただいております、これで確認をいただきたいと思っております。ただ、合併までに調整する手法として、私が先ほど申し上げたことをとりたいという事を思っておりますし、そこである程度の金額といいますが、報酬額が決まれば、それをこの合併協議会へ報告し了承をいただきたいと、そういう考えを持っているところでございます。

吉山会長

よろしいですね。

そのほか はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。報酬関係についてはいろいろ私どもも論議してまいっておるところでございますけれども、要は先ほど田中委員の方からも話がありましたように、本合併が将来を見通した財政計画、そして市勢振興という大きな目標がある訳でございますけれども、やはり当初からある程度の財政の展望をお互い持ってかからなければならないんじゃないかというように感ずる訳でございます。議会議員の報酬も含めまして真剣に考えてみる必要があろうと思います。

先日の新聞を見ますと、平戸市等におきましても新たな報酬額が決定されたようでございますが、2万8,000という構造の中で何が妥当かということは、市民皆さん方も、あるいは町民皆さん方も真剣にお考えだと思いますし、幹事長の方から提案されましたように、3団体の相当の有識者をひとつ選抜していただきまして、真剣に論議をしていただきまして、これが妥当ではないかと。いわゆる現行の報酬をもとにしないで、本来の報酬のあり方について御検討をいただきたい。

これは、ただ単に報酬が議題になっておりますから報酬を土台に申し上げますけれども、ほかの経費についてもそうだと思うんです。上位横並びであるならば、今まで示されました財政の内容等から考えまして、この公債費の償還金、あるいはその他事業計画等から見まして、大変な問題が起きてくるであろうというようなことを思いますときに、根本的にすべてをやはり見直す必要がある。私ども議員も、松浦市の報酬につきましても本当は下げてもらいたくありませんけれども、やはり正しい額がどれだという結論を出していただければ、半減されてもやむを得ない。私はそのように、この際は将来計画を持って、すべてを見直してほしい、こういう要望を申し上げておきたいと思います。

吉山会長

ただ今松瀬委員から、現行報酬をもとに、それに基づかずに調整をしてほしいという御意見があった訳ですが、いかがですか。はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島松本です。今の報酬の件ですね。これはすべてに関係しますね、三役だけじゃなくして。議員も一緒です。

先般、小委員会で議員定数等決められておる訳でございますが、松浦の委員さんの結局経

費削減という観点からいきますと、数は増やしても報酬を下げればこれで間に合うわけですね。そういうこともありますので、この後、議員関係につきましては小委員会の委員長の方から報告があると思いますが、そういう意味で、ただ財政的に数を下げるだけじゃなくして、これまで以上に増やせとは言いませんが、ある程度数は増やして報酬を下げるという方向で、すべての部分について今後考えていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

吉山会長

ここで、現行報酬をもとにという部分をどのような思いの中で提案しておるのかということについて、幹事長の方から補足をさせたいと思います。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。私どもが提案させていただいておりますものは、現行報酬をもとにか、現行額をもとにという提案をさせていただいております。これは新市ということでございますので、基本的にはこれまでお答えしておりますように、松浦市の報酬とか、費用弁償等を基本としたということを中心とした提案でございます。今、松瀬議員からのお話がございます、そこは全く白紙にしてということでありまして、この提案とは若干委員の御意見が違ふと事務方としては受けとめておりますので、そこら辺について、もう少し委員の皆さんの御意見をいただければと思います。

ただ、基本的には先ほど委員さん、あるいは会長の見解も示されておりますが、住民サービス、あるいは住民福祉の維持向上、それと住民負担の公平、あるいは行政格差を生じないということとあわせ新市の建設計画を今後つくっていく訳でございますが、その地域の振興と、そういうもののバランスといいますか、そういうこともやはり前提として考えていくべきじゃないかと、そういうような観点の中での報酬のあり方というものを御議論いただければと思いますが。

吉山会長

今、幹事長から補足をさせたところですが、何か金内委員ありますか。はいどうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。私の勘違いかわかりませんが、先ほど幹事長の方より各地区から代表者を出して論議をしたいという話があったと思いますが、各地区から出して話をされるとであれば、ここで長時間かけて論議する必要はあるんでしょうか。当然ここでたたき台をつくって、つかない分についてやるとであれば話はわかるんですが、別の機関をつくって報酬等に

については審議する、その確認をしてくれということであれば、論議せんで確認できるっちゃんではないですか。その点についての説明をお願いします。

吉山会長

金内委員の御意見もある意味ではわかる訳ですが、ここに提案されておるのが現行報酬をもとにという提案なんですね、提案なんです。そのことは松浦市の報酬というのが一つの前提となって、それをもとに合併までに調整をする、そういう提案内容なんですね。

これでよろしいですかということなんですが、松瀬委員さんから、これは現行報酬をもとにというのはもう取っ払って、頭が真っ白な状態で報酬を探っていくべきだという御意見が実はあった訳です。この提案について、提案の内容についての御異議が出てきた訳ですので、今そのことについてどうでしょうかというお諮りをさせていただいております。そういう視点でございますが。

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤でございます。今、方法論についての問いがあつておると思います。

合併という目的については今さら申し上げるまでもない、るる説明があつております。ただ問題は、何を基準にしてすべてのこれは報酬だけの問題じゃないと思います。何を基準にして、それが適正なのか、高いのか低いのかということを経験していくというのが一つの先ほどの提案だと私は考えておりますので、必ずしも例えば、松浦の報酬をもとにいうから、松浦の報酬を最低基準で考えていくという受け取り方ではないと私は考えておりますので、すべてのものが報酬だけではなくして、そういう一つの目標というか、ラインというか、そういうものをやっぱり定めながら、それに対してどうなのかという議論に私は展開がされるものだと、そう理解をいたしておりますので、この提案で結構だと私は思います。

吉山会長

いかがでしょうか。取り方として、おっしゃるように、松瀬委員にしてみれば、もうこれが動かしがたい形になってしまつてはという部分での御懸念があつたらうと思うんです。しかし、今、寺澤委員の方からは、そうじゃなくて、それが一つの基準としてとらえられながら、それが正しいのかどうなのか、やっぱりもっと引き下げるべきなのかだとか、いろんな議論が当然今後起こってくるという、そのことを含んだ現行報酬をもとに、あるいはまた現行額をもとにという、そのもとにという意味合いだというとらえ方を私自身もしておくべき

だと思っんですが。

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。どちらでも構わないんですけど、具体的な数字を出してもらわないことには審議にならないと思うので、その具体的な数字をいつ出されるのかということがはっきりしておれば、今日はもうこれでこのまんま、この部分はいいんじゃないかと思います。今日出されるのであれば、今日出してそれを審議やるべきだと思うんで、なかなかこの提案内容が非常に国語の読解力を要するような提案で、僕らも、既に今日具体的なことで提案があって、それに対して審議するんだろうと思っていたんですけども、それはまた次回にやるということであれば、早目に具体的な数字を調整していただいて、早くこの場に出していただいた方がいいかと思うんですね。現行報酬をもとにするのか、白紙にするのか、それはどちらでも構わないと思います。出た数字に対してどう思うかというようなところでも構わないんじゃないかなと思っているんですけども。

吉山会長

そこで、もう一度もとに戻って、この用語の使い方について整理をしておく必要があると思うんです。というのは、合併までに調整するということ。その方向性については協議会の中でまず決めておきます。そして、合併する、具体的に本当に新しい市になる前に実は調整作業をして、今のケースですと、報酬をどのようにするのかというのを報酬審議会にかわる機関の中で議論をしていただき、そこから出てきたものをまたこの合併協議会の中で確認、承認していただくという、議論を承認していただくという手順を踏んで合併までに調整するという、そういう考え方でございますので、すべてにわたって合併までに調整するというのはそういう考え方になっておる訳ですね。ですから、いつの時期に云々というのは、これから合併までにまさしく調整をするということになる訳です。今は大枠として、この方向性の中で決めておきましょうかということでの提案だということでの理解をしておって欲しいと思うんです。

はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。白紙の状態で、これは原則的にそのように私は思っておるんですけども。松浦市の報酬を基準にして考えますと、上に下にどうするかという形で終わる

んじゃないかと危惧する訳です。できるならば、この報酬はこうすることで理論づけた結果こうなったというような一つのはっきりしたものを示していただきたい。そのことが、お互い住民が理解できる額になるんであろう。ただ今松浦市が、例えて言うならば 300千円だから 1割下げる、あるいは 1割上げる。そういう単純なものでなくして、組み立てる基本をお互いに考えていただきたい。そういうような形で出していただくと。

先ほどほかのことも触れましたんで、やっぱり他のことにつきましても納得できる理論づけをしていただきたい。そういうことで申し上げた訳でございますんで、そういう理解をしていただきたいと思います。

吉山会長

わかりました。私も多少理解不足の点があったようでございます。合併までに調整するという形の中で、一つの理論づけされたことが当然あってしかるべきだという御意見だったということでとらえております。

はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。この問題は助役を 2人にするのか 1人にするのかというのはもう決まったんですかね、幹事会では 1名というようなことで決まっておるようでございますけれども、私、どうも飛躍して報酬の問題まで行っているようで納得しづらいところがある訳ですが、まず決めることは、助役を 2人にするのか 1人にするのか、そのところ。あとは収入役、また教育長というのはそんなに何人も要らない訳ですから、1人でいい訳ですから、助役の場合は前回のときにも 2人制にしたらどうかという御意見もありましたので、まず私は、助役を 1人にするのか 2人にするのかということをはっきり決めてから、後に報酬の問題はやってもいいんじゃないでしょうかね。私はどうもわからないんですが、そのところはどうかおるんですかね。

吉山会長

これは私の議事進行の責任上の問題があるんでしようけれども、実は今、特別職の職員の身分の取扱いに関することについては 4項目の提案がっております。そのすべてについてどうなのかというお諮り方をしております。

その中で、実は 1点、前回の経過の流れから助役 2人制という議論があったけれども、そのことについては幹事会としては 1人で原則行きましょうという方向性がありますよという

ことを報告しました。そのことを受けて御意見が出た訳ですね。一旦そこで御意見としては整理がついたなど、1人という流れの中で整理がついたなどという判断をしたもんですから、私としてはこの全体の流れの中で協議をしてはということでした。そこら辺について、まだ不十分な議論だったということのようですので、まぜて議論をお願いしたいと思います。

はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。この助役の問題は、私はやはり幹事会で決められておる、1名でいいんじゃないかと思えます。そして、福島さんからいろいろ、地域の不安解消のためにどうするのかというようなことで意見があっただけでございますが、この件は組織機構の中で、ちゃんとした各地域の不安解消になるような組織をつくったらどうかと、私はこのように思っております。むやみやたらに、もう2人も3人も助役を決める必要はない、1人で私は結構じゃないかと思っております。あとは組織機構の中で取り上げていただくということをお願いしたいなと思っております。

吉山会長

そういう議論をしたところでございます。改めて今、田島委員の方から、幹事会が方向性を出している流れの中で対応し、助役については1人にして、なおかつ組織機構の中で十分な議論をやるという、そういうお話だと思います。

一旦これ、1項目めの三役、教育長云々の問題についてはこの内容でよろしいですか、改めて申し上げます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

いいですね。じゃあ、そのほかの三つの関係、今議論しておりますが、これらについてはどうですか、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃあ、4項目とも整理してよろしいですね。

それでは、協議第16号 特別職の職員の身分の取扱いに関することにつきましては、提案をしております原案のとおり確認してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、ありがとうございました。ただし、組織機構等々の中で当然議論すべきことは残っておるんだということは付しておきたいと思います。

そういうことで、協議第16号 特別職の職員の身分の取扱いに関することにつきましては、4点にわたる調整項目の確認をさせていただきました。ありがとうございました。

では、引き続き協議第20号、協定項目の7号になるんですが、新市建設計画の作成に関すること(その3)について協議に入ってまいりたいと思います。

はい、事務局長。

大久保事務局長

これから新市建設計画の作成に関すること(その3)に入りますが、今から資料等を配付しますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

吉山会長

休憩しましょうかね。若干休憩しましょうか。(「休憩」と呼ぶ者あり)

それでは、10分間休憩しますので、11時5分前には御着席をお願いいたします。

午前10時47分 休憩

午前10時57分 再開

吉山会長

再開いたします。

協議第20号、ただ今資料を配付させていただきました。新市建設計画の作成に関すること(その3)を協議題といたします。

この件は、11月12日の第4回の協議会で提案をいたしまして、主にその主要施策を三つの小委員会に分担して御検討をお願いいたしました。去る12月4日には、正副委員長と首長により文案の調整を行わせていただいたところでございます。

本日は、各委員会から御報告をいただき、素案の変更部分を事務局から説明し、あわせて16年度の決算見込みを基準とした財政計画の説明を受けながら議論をしてみたいと思います。

まず、第1小委員会の寺澤委員長から御報告をお願いいたします。

寺澤第1小委員会委員長

第1小委員会の委員長の寺澤でございます。それでは、新市建設計画策定第1委員会の報告をいたします。皆様方のお手元に配付されておる資料に基づいて報告をしてみたいと思います。

委員会の報告につきましては、11月23日と11月25日の2回開催をいたしました。

第1回目につきましては皆様方御承知のとおり、合同会議終了後、委員長及び副委員長の選任を行い、その後具体的な協議をいたしました。

第2回目は、その協議結果を踏まえたところで再検討を行っております。

協議内容といたしましては、第1小委員会の担当である主要施策の六つの柱のうち、「1. 力強い産業の創造と活力ある地域社会の実現」「2. 人々のふれあいと新たな価値を生み出す内外交流の拡大」を課題とし、文案の修正・追加のみならず、新市のあるべき姿、さらには要望、意見等委員各位の思いを描かれる将来像について、新市建設計画（素案）の29ページから45ページの内容について、お互いに議論し、意見集約を図ったところでございます。

主な意見といたしましては、

文案表現的に問題ないが、海底汚泥の除去や陸上養殖の適地等、具体的な地域名を取り入れていくべきではないか。

また、現在継続中の事業については、個々の名称を記述しておかないと、事業そのものが中断されるのではないかとといった不安がある。

さらには、素案に掲げてある事業を実施するには当然財源が必要になる。また、この素案については、現在各自治体で既に作成してある振興計画等をすり合わせた結果ではないか。新たな視点でとらえた事業はないのか。

また、地域住民の所得向上を図ることが重要課題である。

農林水産物については、ブランド化することで高く流通すると思われる。また、ブランド化したくても資金がないとできないため、資金等の手当はできないのか。

また、近年、有害鳥獣（イノシシ等）の被害が多い。農業振興を図る上では重要な課題である。また、その振興を阻害するものについても文書表現が必要ではないか。

農業振興については、この地域独自の施策を講じてほしい。

また、観光産業の部分に「食文化」等の記述を追加することで、農林水産関係とより密接に関連をしていくのではないか。

観光産業の振興を図る上では、交通体系の整備は必要不可欠である。また、新たな観光施

設の整備も必要ではないか。

観光の拠点をつくるための施策として、新ルートと掲げてあるが、近隣の県や市及び町からの観光客誘引が重要であるため、そのルートについては地域の名称を記述する等、文言の挿入が必要ではないか。

次のページでございます。

体験型観光については、表題に農林水産業との連携と掲げてあるが、文書の中では、農業と水産業しか出ていないため、林業分野の文言の追加が必要ではないか。

次に、企業誘致を行うためには、土地の確保が必要。他との兼ね合いもあるが、既に決まっているものについては、今日までさまざまな施策を講じてきた経緯もあるので、具体例を示してはどうか。

松浦港等は、将来国際貿易港としての可能性や必要性はどうか。

また、西九州道の開通による利点はわかるが、弊害もあり得る。特に商工業にとっては大きな影響があると思われる。利点、欠点、双方の周知徹底を今後課題として取り組んで欲しい。

なお、国際的なことよりも、まず地域市民の一体感が持てるような地域間の交流が最重要である。イベント等を含めて人的交流を図って欲しい。

新しいものをつくり出すばかりではなく、既にあるものを利活用する必要があるのではないか。また、そういった視点で計画を作成してほしい。

といったさまざまな素案や要望を含めた意見が出されたところでございます。

最後に、新市建設計画をもとに、新しい市において策定される実施計画や振興計画等については、先ほど申し上げました意見、要望等十分配慮して取り組んでいただきますようお願いいたします。新市建設計画策定に係る第1小委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

吉山会長

御苦労さまでございました。これらの報告を受けた修文等々が後ほどまた事務局サイドから説明を受けるということにしておきたいと思っております。

それでは、引き続き、第2小委員会の友田委員長から報告をお願いしたいと思います。

友田第2小委員会委員長

松浦の友田でございます。第2小委員会で委員長を仰せつかりましたので、私の方から第

2 小委員会の審査の内容につきまして御報告をさせていただきます。お手元に配付されております報告書に基づき御報告をさせていただきます。

第2小委員会は、第1小委員会と同じように、11月23日の合同小委員会終了後に第1回の小委員会を開催いたしまして、正副委員長の選任を行った後に新市建設計画の素案の検討を行いました。また、先の11月25日の協議会の折に、昼休みの時間を利用しまして、緊急に第2回の小委員会を開催したところでございます。

当委員会では、主に基本方針の六つの柱のうち、素案の46ページから51ページに記載をされております「3. 心豊かで健やかに暮らし続けるための福祉・保健・医療施策の充実」と、52ページから55ページにかけて記載をされております「4. 自然とともに暮らす快適な生活環境づくり」についての検討を割り当てられており、主要施策の構成、主な事業例の内容等につきまして協議を行ったところでございます。以下に主な意見及び検討結果について記載をしておりますので、御報告を申し上げます。

まず、児童福祉と子育て世帯支援の充実という項の中で、子育てに対する施策は明記をされているものの、主役である子供をつくる施策を明記した方がよいのではないかという意見が出されまして、現在、各市町で検討されている次世代育成支援行動計画等々を考慮しながら「子どもを産み育てるためのより良い環境づくり」について、新たに文言の追加を要請したところであります。

次に、豊かで明るい高齢社会を支えるまちづくりの推進という項の中で、在宅介護が進められている中で介護者の高齢化が進んでいる。老々介護の介護者に対する施策を追加してほしいという意見が出されたところであります。

次に、健やかな心と体を育む保健体制の充実の項の中で、「産業保健」という語句の意味がわからないという意見が出されたので、これについては学校保健と比較して市民全体にかかわる保健事業の取り組みで、区分けの意味で記述がされている旨の説明を事務局より受けたところであります。

次に、質の高いサービスを提供する総合的な医療の充実という項の中で、松浦市民病院の救急医療体制について記載がされていますが、この新市建設計画が新市において合併特例期間10年間の計画となることから、早急に対策が図られた場合、この文言が不適切ではないかとの判断から、その関係します「、松浦市民病院で平成16年11月1日から中止している、救急医療の早急な再開を図るほか」という語句を削除することといたしました。

また、これに関連して、現在実施していないものを強化することはできないということから、「救急医療体制を強化するための」という文言を「救急医療体制を確立し」という文言に変更をいたしました。

また、当地域は離島を含んでいるということから、この項目の中で、主な事業例として記載をされております救急医療体制整備事業の内容に「救急艇」という語句を追加いたしましたところであります。

次に、安心して安全な生活環境の整備という項目の中で、「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」という文言に対しまして注釈が記載をされていますが、もっと簡単な日本語で言い換えることができないのかという意見が出されましたので、コンサルの方に検討を依頼したところでございます。

次に、水資源確保のための基盤整備の推進という項の中で、水資源に対する表現が若干弱いのではないかという意見から、「恒久的な水資源の確保」という表現を追加いたしましたところでございます。

次ページをお願いいたします。

利便性と快適性の高いまちづくりの推進の項の中で、主な事業例の中にUJターンという表現がございまして、このそれぞれの注釈を追加いたしましたところであります。

次に、豊かな自然と共生する循環型社会の実現という項の中で、環境ボランティア団体について、地域の自然環境を保全することは住民として当然の行為であり、現在それぞれの地域で自主的に環境保全の取り組みが行われていることから、これらをボランティアと位置づけることはそぐわないのではないかということから、「環境ボランティア等と連携を深め、」という語句を削除いたしましたところあります。

また、これに関連して、主な事業例の中の「環境ボランティアの育成や」という語句を削除いたしました。

以上の意見が出され、修正できるところにつきましては素案を修正したところでございます。

また、全体的な検討の中で意見が出されたものについて記載をしておりますが、鷹島町では石工業が行われておりますが、その石を切るときに出る端材を公共事業の石積みなどに再利用すれば環境にも優しいのではないかという意見が出されまして、これについては地域資源活用新商品開発支援事業に盛り込めないかという意見が出されました。事務局の方で協議

をお願いしましたところ、石工業における端材の活用については、自然石として公園整備、道路路盤材、河川工事等への活用など、文章化することについて御意見をいただいたところですが、他の産業から出る廃材等の活用についての記載をこの新市建設計画の中にしていないということから、石工業についてのみ特記することは困難ということで、そういう結果となりました。

また、37ページの商工業の振興の中で、「地域の工業団地等への企業誘致とともに、既存誘致企業や石工業などの地域伝統産業の支援を推進し、雇用拡大に向けた取り組みを強化します。」との記載があることから、端材処理についても新市において支援するというところで御理解をいただきたいとの回答を事務方から受け、当委員会として了承をいたしたところでございます。

さらに、1市2町全体で会議が開催される際、本庁まで来るには鷹島町の方はフェリーを利用して、MR、バスなどの交通機関を乗り継がなければならないということから、今福町に集会施設をつくって欲しいという意見が出されましたが、事務方より、新市建設計画では、具体的な事業については、新市で作成される基本構想、基本計画などにゆだねることとしていることから、集会施設の建設についての記述については避けたいということでもございました。

また、今福支所の改築について検討すべき時期となっていることから、新市において今福支所の改築とあわせてところで検討するというところで御理解をいただきたいとの回答がありまして、これを了承したところでございます。

また、新市においては小学校からの英語指導に力を入れて欲しいという意見がありまして、外国語指導助手（ALT）の充実についての要望がございましたが、協定項目の「学校教育関係の取扱い」の中で、外国語指導助手（ALT）についても協議することとなっておりますので、その中で意見として述べていただきたいという回答をいただいたところであります。

また、第3小委員会から第2小委員会の方に保育所の施設整備についても意見書が提出をされましたので、小委員会で検討した結果、施設整備についての記述を追加いたしたところでございます。

これ以外にも貴重な御意見を多数いただきましたが、建設計画の修文等にかかわる部分について御報告をさせていただきました。

以上をもちまして、第2小委員会の報告とさせていただきます。

吉山会長

ありがとうございました。御苦労さまでした。

引き続き、第3小委員会の松瀬委員長から御報告をいただきたいと思います。

松瀬第3小委員会委員長

第3小委員会の委員長を務めさせていただきました松瀬でございます。第3小委員会の審査結果を皆様方に御報告申し上げたいと思いますが、お手元に配付されております資料に基づきまして報告いたしたいと思います。

当小委員会は11月23日、当委員会を開催いたしまして、合同説明会の後に正副委員長選任を行いまして、主要六つの柱のうち56ページから59ページの「5. 次代の地域づくりを担う人材の育成と個性を活かす地域文化の醸成」、60ページから63ページの「6. 市民と力を合わせてつくる活気あふれるまちづくり」について協議、検討を行った訳でございます。

11月25日に、さらに第2回小委員会を開催することにいたしまして、招集をいたした訳でございますけれども、この折、各委員会の委員の中で、有用業務のために早々に退出しなければならぬという事情等が発生いたしまして、開会時に3名の委員しかいなかった訳でございます。その結果、小委員会規程によりますと、3分2以上の委員が出席しなければ開催することができないということでございまして、結果、田島副委員長さんと2人におきまして、前回検討されました結果を協議いたしまして、一応修正等の確認をいたした訳でございますが、今日のこの協議会開催前に急遽各委員にお集まりいただきまして、小委員会を開催させていただきまして、ここに報告申し上げます素案の確認をしていただいたところでございます。その結果に基づきまして、御報告をしてみたいと思います。

第1回小委員会での主な意見といたしましては、マスタープランなので、大枠だけで設定すればよいと思う。計画としてよくできていると思われるので、問題はないのではないかとというようなことございました。

57ページの地域を担う人材の育成の事項につきましても、施設面について、幼稚園や義務教育施設の記載はあるけれども、保育所の記載がされていない。この部分におきまして追加記載ということも考えられますけれども、児童福祉と子育て世帯支援の項において保育関係、ソフトの面でございますけれども、記載がありますので、施設整備、ハード面についても記載してもらおうように第2小委員会へ意見を呈したらどうかという意見が出されまして、先ほど第2小委員長の方からお話ございましたような取り扱いになった訳でございます。

主な事業例の余裕教室活用推進事業の文章表現で、「少子化により増える」という部分がございますが、その部分を削除、または別の表現にした方がよいのではないかというような御意見でございました。

また、今後、余裕教室の活用を考えていただいて、有効利用をお願いしなければならない。増えることは間違いなし、大事なことだという御意見がございました。

58ページでございますけれども、4の地域の個性をはぐくむ歴史文化の継承と後継者育成でございますが、「地域環境づくりや保存を進めます」と記載してございますが、何か具体的な施策を考えてあるのかという質問も提起された訳でございます。

61ページでございますが、市民と協働するまちづくり体制の確立の箇所におきまして、主な事業例といたしましてのパブリックコメント制度推進事業とは、公聴会、市政懇談会等々のようなものなのかという問いもあった訳でございます。

61ページの2の地域格差のない行政サービスの実施の事項では、福島町、鷹島町は離島であるので、道路を含めた交通機関、特に航路の充実を大重点に実施してもらいたいという要望も出てまいっております。

次に、「住民の意見を市政に反映させる仕組みを構築し」と文言があるが、予定されているものがあるかという問いも出されておるところでございます。

62ページでございますが、民間組織の育成及び連携強化、まちづくり団体について、合併すれば民間団体へ移行されると思われるが、行政も積極的に支援していただきたい。特に福島、鷹島についてお願いをしたいという要請もされておるところでございます。

文章表現は特に問題はないと思うが、現在行われております各種催しが合併後にどうなるのか、存続できるのか、まちづくり事業が減っていくのではないかと心配される御意見もあった訳でございます。

主な事業例といたしまして、まちづくり団体支援事業の文章表現で「各地域で活動しているまちづくり団体」と記載してありますけれども、この表現だと現在活動している団体だけに限定されるように思われる。合併後に設立されます各団体への支援はどうなるのか。両方も支援できるように文言を修正した方がよいのではないかというような御意見がございました。

その中で、保育所施設の整備につきましては、11月24日付で第2小委員長あて文書により意見書を提出いたしました。児童福祉と子育て世帯支援の充実の中で措置していただくこと

になった訳でございます。

また、「少子化により増える余裕教室を活用した」の表現につきましては、「少子化により増える」を削除することで確認いたしました訳でございます。

また、「各地域で活動しているまちづくり団体」の表現につきましては、「各地域におけるまちづくり団体」に修正することで確認をいたしましたところでございます。

以上をもちまして、第3小委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

吉山会長

御苦勞さまでございました。いずれの小委員会とも、鷹島における昼休みの議論等々も含めて大変な御苦勞をかけたところでございます。ありがとうございました。

それでは、今御報告をいただきました小委員会で提起された問題等々、このように修文すべきだとか、そういった等々を踏まえた上で、実は素案の変更部分がございます。そのことについて事務局から、その素案の変更部分の説明をいたさせたいと思います。

大久保事務局長

それでは、事務局の方から、今度は素案の修文の状況について御説明申し上げたいと思います。

まず、先ほど三つの小委員会の各委員長さんから御報告をいただきましたが、委員の皆様には大変短期間での御多忙の中、御熱心に御論議いただきまして、誠にありがとうございました。

この小委員会でいただきました御意見につきましては、具体的なものについては新市になってからの基本計画や政策判断等にゆだねられるとして了解されたもの、また、御意見についてはお示ししている素案の本文や事業例の中で読み取れるものとして了解を得たものもございましたが、修正が必要なものにつきましては小委員会に代案をお示しし、了解を得たところでございます。

さらに、12月4日に三つの小委員会の正副委員長さんと、それから首長さんによります文案調整会議を開催いたしまして、この小委員会での検討結果に基づきまして素案の最終的な調整が行われ、修正箇所等につきましてはそれぞれ各小委員会で検討を重ねられたものでありまして、特に意見はないということで了解を得たところでございます。

なお、文案調整会議の中で、さらに御意見として少子化対策、後継者対策などに関連いたしまして結婚、特に花嫁対策につきまして議論となりまして、個人のプライバシーの問題で

あることから、行政の計画にその対策を直接盛り込むことは困難というところでありましたが、地域活力の根幹となるものであることから、計画素案の中に、24ページから25ページでございますが、ここにまちづくりの方向性というものがございまして、ここの中で結婚につながるような支援策の表現、これの挿入についての検討が事務局に対して要請されたところでございます。このことにつきましては、本日お配りしております資料の最後の方に修正文としてお示ししておりますので、これについては後ほど御協議をお願いいたしたいと思っております。

まず、先ほどから委員長さんの報告にございましたところを中心にいたしまして、修正した部分の説明につきまして、資料の8ページからこれを中心にして御説明をいたしたいと思っております。

なお、本日お配りいたしました新市建設計画素案につきましても修正部分にアンダーラインを引いておりますので、この二つを見合わせてご覧いただければ大方おわかりになるかなと思っております。

それでは、まず、本日お配りいたしました素案では5ページでございますけども、実はここに新市の位置を示した地図がございまして、これ修正前は長崎県における新市の位置を示しております、素案本文の中でも福岡都市圏との交流や西九州自動車道の整備促進などを記載しております、西九州地域における新市の位置が明確になるように修正をしております。これにつきましてはさらに文案調整会議におきまして、新市の位置が地図の中央になるように修正するように指示を受けております。大変申し訳ございませんが、本日までにこの修正が間に合いませんでしたので、これにつきましてはそのとおり後日いたしますということで、本日は御了解をいただきたいと思っております。この1市2町が地図の中心になるような配置で修正を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次は32ページでございます、素案では32ページですね、そして修正一覧表では8ページで今言っております。

(2)の「良質で多彩な資源を活かす農林業の振興」、この項でイノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害が年々増加しております、農業振興を図る上からも深刻な問題であることから、本文の5行目からのアンダーラインの部分の「農林水産物への被害や生活環境の悪化をもたらす有害鳥獣の駆除対策等、農村環境の整備を推進します。」という記述を追加しております。

次は、素案では34ページでございます。

(3) ということで「新しい地域の魅力を発信する観光産業の振興」の項でございますが、地域ならではの食材等を活用することにより、観光産業の振興とともに農林水産業への波及効果もあることから、食文化についての記述を「この地域ならではの食材や加工技術が活かされた食文化や多数の文化財等を」という記述を追加いたしております。

次は35ページでございますけども、「新しい観光拠点づくり施策の推進」という項がございます。ここで新しい観光拠点づくりということで、修正前にも「地域の資源を活かした新ルートの開発」との記述はいたしておりましたが、ルートの具体的な内容として「新市の各地域を巡り唐津、平戸方面等へと結ぶ観光の」という記述を追加いたしております。

それから、次は35ページですが、「体験型観光による農林水産業との連携推進」の項で、農林水産業との連携という中で林業に関する記述がないということから、農業という語句を農林業と修正をいたしております。

次は37ページでございます。(4) で「賑わいと新たな価値を創り出す商工業の振興」の項でございます。

企業誘致については、これまでさまざまな施策を講じ企業が進出してきている経過がございます。企業誘致について優遇策を含む支援を推進するというので、記述を追加いたしております。

それからまた、主な事業例の地域資源活用新商品開発支援事業について、地域の伝統産業である石工業における端材や間伐材などの有効活用について、記述を追加いたしております。

次は39ページをお願いいたしたいと思いますが、ここでは(6) に「産業の活力を引き出す西九州自動車道の整備推進」という項がございます。林業に関する記述がないということから、ここに農業という語句を農林業と修正をいたしております。

それから、次が41ページでございます。

ここで「2. 人々のふれあいと新たな価値を生み出す内外交流の拡大」の枠囲みの中でございますが、修正一覧表の波線を引いておりますとおり、以前は何々「することで」というのが連続しておりましたけども、この部分を整理して修正をいたしております。

次は、素案で47ページの部分になります。

ここで「(1) 全ての人々が安心して暮らせる社会福祉の充実」の中で<新市発足を機とした新規・重点政策>というのが下にございますが、その項で児童福祉と子育て支援の充実の中

で、子育て支援については記述していましたが、少子化対策として、安心して子供を産み育てる環境づくりについて、「安心して子どもを生むことができる環境づくりの推進」ということで記述を追加いたしました。このことで修正前の素案では、が「児童福祉と子育て世帯支援の充実」でございましたが、これをということにしております。

それから、47ページのをに移しまして、そして第3小委員会から参った分の中で、幼稚園や義務教育施設の整備についての記述をここで追加しているという状況でございます。

それから、50ページのところでございますけども、ここでは(4)の「質の高いサービスを提供する総合的な医療の充実」という項でございますが、松浦市民病院の救急医療体制の記述について、新市建設計画が10年間の計画であることから、早急に対策が講じられた場合の文言として不適切との判断から語句を削除いたしております。また、現在実施していないことを「強化」という表現は不適切というようなことから、「確立」という言葉に変更いたしております。

それから、同じく50ページの主な事業例の部分で、救急医療体制整備事業の項で、新市は離島を含むことから、ここでは「救急艇」の語句を追加いたしております。

それから、次は53ページで(1)に「安心で安全な生活環境の整備」という項がありまして、ここでバリアフリー、ユニバーサルデザインについて、日本語での言い換えについて、一応まず括弧書きで言葉を追加いたしまして、そしてあと注釈を設けまして、注釈の欄で説明を加えたということになっております。

それから、54ページでございますけども、で「水資源確保のための基盤整備の推進」というのがございます。この項で、福島町さんは石炭鉱害により、水道の水資源確保に多大な努力をされておられることから、恒久的な水資源の確保策と語句を追加いたしております。

それから、同じく54ページの主な事業例でございますけども、ここでUJターンについての注釈を加えたところでございます。

次は55ページをお願いしたいと思いますけれども、ここの(3)で「豊かな自然と共生する循環型社会の実現」の項、それから主な事業例の「環境保全推進事業」の中で環境ボランティアの記述を行っていましたが、各地域で自主的に環境保全の取り組みが行われるということから、これをボランティアと位置づけることはそぐわないとして、環境ボランティアの語句を削除いたしております。

次は57ページになります。(1)で「地域を担う人材の育成」、ここの主な事業例のところ

でございますが、余裕教室活用推進事業の説明について、今後、余裕教室が増えることは間違いないと考えられますが、「少子化により増える」という表現については特化していることから、ここの語句を削除いたしております。

次は60ページですが、6の「市民と力を合わせてつくる活気あふれるまちづくり」でございます。ここの枠囲みの中で、修正前の素案では、地域審議会の設置によりまして、地域のコミュニティ組織を支援しながらということを入れておった訳でございます。この地域審議会の設置につきましては、今後、協定項目の中で協議することとなっております訳でございますけれども、現時点では設置についてどうするかということはまだ決まっておりませんし、この地域審議会等も含めた、もっと広い意味での公聴の仕組みをつくる意味合いからも、ここの表現を「住民の意見を市政に反映させる仕組みの構築」ということに変えております。

それから、次は61ページでございます。

(2)の「地域格差のない行政サービスの実施」、この項で「地方自治体の存在意義は、住民に身近な行政として住民へ奉仕する」ということで記載をいたしておった訳でございますが、ここは適切な言葉といたしまして「住民へきめ細かい行政サービスを提供する」ということに表現を変えております。

それから、次は62ページでございます。

(3)で「民間組織等の育成及び連携強化」、ここの主な事業例の中に「まちづくり団体支援事業」というのがございますが、この説明について、各地域で活動しているまちづくり団体との表現では、現在活動されている団体に限定されているように読み取れることから、合併後にも設立される団体へも支援することがわかるような表現を各地域におけるまちづくり団体と修正をいたしております。

それから、67ページから68ページは財政計画でございますけれども、これについては続きまして財政部会長より御説明をお願いいたしたいと思っております。

それともう一つ、今日お配りいたしました資料の14ページをご覧いただきたいと思っております。

これは冒頭に御説明をいたしました、小委員会の後の文案調整会議の中で御意見が出てまいったところでございます。少子化対策とか後継者対策などに関連いたしまして結婚、特に花嫁対策につきまして、どこかでどのようにかしてその支援について検討ができないかというようなことございました。

それで、「まちづくりの方向性」の中でそれに見合う文言を追加しようということで要請を受けまして、それで、計画素案の25ページに(4) というところで「人と地域の結びつきを強め、新たな内外交流の輪を広げます」というのがございまして、この項で盛り込んではどうかということで、本日この修正案をお示しいたしております。これにつきましても黒のゴシックの太字で書いた部分が追加したような形になっておりますので、これにつきましてもあわせて御協議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

以上が、修分を中心にいたしました素案の説明ということにかえさせていただきたいと思っております。

吉山会長

修文、修正等々の説明が終わったところです。

なお、本日お渡ししております素案ですね、その最後のところは財政計画でございます。この部分等々についても修正を加えておるようでございますので、財政部会長の方から説明願います。

園田財政部会長

お疲れさまです。それでは、財政部会長をしております松浦市の園田であります、新市建設計画における財政計画ということで修正を加えておりますので、御説明いたしたいと思っております。

これまで皆様方にお示ししておりましたのは、これまでも説明してきましたように、平成14年度の決算に基づく長崎県が作成した市町村合併の財政計画支援システムバージョン3ということで、これにより数値を算出してきた訳であります。

この中には特殊事情として松浦市の償却資産ですね、固定資産税ですけれども、これの減少に係るものは加味しておりましたけれども、ただ、14年度の決算と現在とでは大きく変わってきております。そこで、より直近に近いデータを用いたシミュレーションを行うため、それぞれ平成15年度の決算と今後16年の決算見込み、これまで出させていただいて作業を行った訳です。

最初から14年度決算ではという感じはあったんですけども、これは県のシミュレーションがそういうふうになっていたもんで、当初はそれでやっていたんですけども、この15年度に変えますのに、一つの数値を置きかえますと、幾つも連携しているということで、かなり時間がかかった訳でございます。それで今日になった訳でございますけれども、修正しま

したと言いましても、例えば議員報酬ですね、これはまだ前提条件として26人で試算しておりますし、また、合併期日を平成18年の3月1日ということで前提条件として入れているものでございます。

それで、その15ページをお開きになってください。今日、先ほどお配りしました資料の15ページ、平成14年度決算額基準及び平成16年度決算見込額基準による合併後の財政計画比較というものでございます。

その中で平成14年度、15年度は、これは決算数値そのものですね。それで、平成16年度を見てもみますと、14年度基準、これは前回皆様方にお示ししていた数値であります。16年度基準といいますが、今回いろいろ修正をですね、15年度決算及び16年度決算見込みに基づいたものでございます。

そこで、16年度を見てもみますと、地方税の中で差が192,000千円ほど下がってきております。これは松浦市の都市計画税の廃止とか、そういうものが主なものでありまして、国庫支出金のところでは416,000千円減額になっておりますけれども、これは松浦市の電源立地交付金ですね、この事業がもう15年度までになくなったということで下がっているものでございます。

それから、最後の地方債におきましては、それぞれ歳入がありませんので、投資的経費が減少したことにより減少したということでございます。

それで、前回お示ししておりました歳入総額ですね、平成16年度で見てもみますと、約1,304,000千円減少をしております。以下、17年度以降の数値については、おおむね16年度の差が反映しているのかなということでございます。17年度を見てもみますと1,339,000千円、18年度を見てもみますと1,525,000千円という歳入の差が出てきているということでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

吉山会長

ただ今新市建設計画の作成に関すること(その3)ということで、それぞれの小委員会の御苦労を受けての修文、さらには平成14年度を基準としておった財政計画の16年度の決算見込みによる財政計画に修正をしたという、そこら辺の流れについての説明があったところでございます。

これより、それぞれ御意見をいただき、御質問をいただきながら、議論を深めてまいりたいと思います。はい、田中委員どうぞ。

田中委員

松浦市の田中です。素案の方で62ページを開いてもらいたいんですけど。

吉山会長

61ページ。

田中委員

62ページですね。男女共同参画社会の推進、4の項目なんですけど。

私が第2小委員会の方に行ってたもんですので、ちょっと第3小委員会の方ですね。男女共同参画社会の推進ということで文言を見ていると、どうしても何か女性の社会的な自立支援というとらえ方になります、文面を見ていると。そうではなくって、やっぱりこういうふうに行っていると、女性がどんどん働いて、自己実現のために子供を置き去りにして働くことに熱中するという形にとらえやすいです。できればこの男女共同参画というのは家庭が基本にあるということを考えていただきたいので、この文面の方に子育て世代のための保育環境の充実の手前の方に「よりよい家庭環境の充実」という文言を入れてもらいたいと思います。基本は家庭、職場、社会だと思しますので。どうでしょうか。

吉山会長

ただ今素案の方、厚いやつですね。これの62ページ、中段に「(4) 男女共同参画社会の推進」ということがございます。この4行の表現だと、子育ての根本たる家庭という部分が置き去りにされるんじゃないかという懸念を感じるので、その3行目に家庭環境という文言を何らかの形で挿入してはどうかという、そういう御提案でございます。

ちょっと事務局の方からコメントを。

末竹企画部会長

企画部会長でございますが、事務方といたしましては、第3小委員会での検討いただいている内容でございますので、第3委員会としての御意見を尊重させていただきたいと思いますが。

ただ、これは松浦市の現状という形で御報告をさせてもらいたいと思いますけども、この男女共同参加につきましては現在懇話会をつくりまして、現在の松浦市においてこれがどういう形が一番いいのかという検討を加えております。現在、松浦市の中で検討を加えまして方向性を見出しながら、その後、新市が発足した後に基本計画なりを作成していきたいという動きをいたしているところでございます。

吉山会長

第3小委員会で議論をしていただいた訳ですが、特にこの部分についての議論そのものはなかった訳ですかね。

松瀬第3小委員会委員長

第3小委員会で十分検討をいたしましたけれども、これは男女共同参画社会の推進、これは総論を一応謳ってある訳でございます、具体的には、さらなる展開があるろうという判断をいたしましたところでございます。

吉山会長

第3小委員会としては、この項については総論としてとらえながら、今、田中委員がおっしゃった家庭も当然前提としてそれはあるんだということを踏まえながらの議論をなさったということでございますので、あえてただ今の意見については、今後、新市の中でその具体的な行動計画等々が練られる中で生かされていくために議事録として残しながら引き継いでいってはどうかなと思うんですが、いかがですか。あえて修文が必要ですかね。

はい、田中委員どうぞ。

田中委員

先ほど課長の方から言われたんですが、懇話会に参加したんですけど、男女共同参画の。そのときに男性の方からの意見で、どうもこの文面を見ていると女性の社会自立支援みたいな形で、何か男の方も考えてもらいたいという意見が出たのです。根本は家庭だということを考えて共同参画推進社会というのを議論してもらいたいということだったので、こういうことを言ったんです。入れられないですか、10行ぐらいなんです。

吉山会長

どうですかね、3小委員会として。

松瀬第3小委員会委員長

委員長ということでお答えをいたしておりますけれども、内容のそうした、具体的にさらにこの文書、文言そのものを直していくということになりますと、委員会を招集いたしまして、各委員の御意見を承りませんと、どうとは申し上げるわけにまいりません。個人的見解といたしましては、いろいろ申し上げることもありますが、それは委員会に付託されたそのものを審議終了いたしまして御報告申し上げた訳でございますので、その点は御了解いただきたいと思います。

吉山会長

ということで、ただ、田中委員がおっしゃったことというのは基本的には大切なことだろうと思うんです。それは新市の具体的な計画の中でそのことが生かされるように、この協議会としてはきちっと議事録等々で残しながら生かされるようにしていく必要性というものを記録しておきたいと思うんですが、はい、そういうことでよろしく。

その他 はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。先ほど合併後の10年間の歳入歳出のシミュレーションが16年度基準ということで示されておりますが、このシミュレーションでちょっと誤解を受けやすい。

というのは、現時点では16年度をもとにするからこういう数値にはなるんでしょうけれども、現実的には16年度から27年度を見た中で、10億ちょっとぐらいの減で推移をするような形で実は書いてあるんですが、これはあくまでも16年度を基準にしたということであって、今後、合併後どうなるかということ、地方交付税とか国庫支出金とかいう部分は当然16年度基準で出されるというふうには想定されない訳ですね。今後ますますこの分野が減っていくからこそ合併をやるんであって、ちょっとこの資料で見ると、あんまりそんなに心配することはないんだなというような表に見えますので、そこら辺のところは財政課長としてもう一度、今後の予測も含めて再度御説明をしていただきたいと思います。

吉山会長

はい。

園田財政部会長

部会長としてお答えいたします。

この数値はあくまでも県で策定されましたシミュレーション、これをもとに16年度決算見込みですね、これにより近い形で、見込みで、今後どうなるのかということで見ております。例えば、地方交付税の経常経費については、前回もそうだったんですけども、17、18年度の伸び率といたしますか、それは0.6%ですね。それから、19年度から24年度は0.5%としております。しかし、投資的経費については、17年度と18年度の伸び率は20.0の減と、20%の減ということで、投資的経費はそういうことですね。

それから、公債費ですね。これについては、17年度6.3%、18年度1.1%、19年度0.9%というふうに、それぞれ数値を入れて算出しておる訳です。国庫支出金の方に関しましても、

17年度、これは 6.1%の減を見込んでおります。18年度 6.5%、19年度から24年度 3.0%を見込んでおるところです。

それと、国庫支出金で、先ほど私は電源立地交付金ですね、これが15年度で終わったということでは申しましたが、24年の3月31日に九電2号機が建設されるということで、今そう言われております。それで、21年から今度はまた電源交付金ですかね、それが使われるようになる訳ですね。運開以前、5年前ですから、使われるようになる訳ですね。そういうもろもろの見込みを入れたところで、要するに県の合併支援のシミュレーションに入れておる訳ですね。ですから、今後、18年度のそれこそ予算ということになりますと、またそれぞれ、それぞれ財政で協議して、やはり編成していかなければならないのかなど。要するに、あくまでもこれはシミュレーションですよ。で、より直近のデータの近い数字を入力して算出されたというものであります。

吉山会長

今、ずっと細かく説明をした訳ですが、池水委員の御発言というのは、この財政計画がどのような前提で動いているのかというのをはっきりしておかないと誤解を招くおそれがあるよ。これはそこそこ、本来もっと厳しくなるはずのものがそうでもないなというような受け取り方をされては困るということの内容でしたので、今説明したような前提条件、それをやっぱり表記するような、前提条件がこうなんですよということを踏まえてこの計画が成り立っているということが誤解ないように、理解されるようにしとかんといかんということだろうと思うんですよ。ですから、そういった部分について、何らかの形で前提条件があらわされるようなことが、これからつけ加えさせるようにしておきたいなと思います。かなり動いてくるという部分がありますんで、ただ、これはこういう前提条件ですよというのを、数値上のことをちょっとつけ加えるようにしておきたいなと思います。そういうことでしょうか。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。今議長が言われたとおりで大体よろしいんですが、ただ、こういうような形で表に出ますと、基本的には、これはある意味きちとした形でとらえられてしまいがちです。先ほどから言っているように、これはシミュレーションだけれども、基本的にはかなり甘いシミュレーションだというふうにとらえた方がいいんじゃないか。今後の予測を含めて、このシミュレーションはかなり甘い方のシミュレーションですよということも必要じ

やないかということもつけ加えておきたいんです。そこら辺の見解をどう思っておられるのかということを知っている訳です。

吉山会長

はい。

園田財政部会長

お答えします。

14年度の決算数値によりますと、そういうことがあったのかなと。ただ、今ですね、先ほども言いましたように、16年度決算をかなり厳しく見ているところです、歳入についてもですね。ですから、今回出したものについては過大見積もることなくということで、かなり厳しく見積もって算出した訳です。

吉山会長

要は誤解なきような表記が必要だろうと思っておりますので、そういう作業をしていきたいと。

何か村田委員でしたかね、先ほど。はい、どうぞ。

村田委員

鷹島町の村田です。新市建設計画の項目について、もうちょっとお伺いしたいと思います。が、前回の1市5町で構成されておったときの新市建設計画の内容をしてみると、今回は1市5町にこだわる必要はない訳ですけども、その中で枠組みされた1市2町においても、項目の内容ですか、目次を見ていただくとわかりますけれども、この中で地域別基本方針、あるいは地域の考え方ですね、方向性、こういった項目がある訳ですけども、僕はこれはそれぞれの地域においては大事な項目でないかと思う訳です。しかし、今回、1市2町の枠組みの中の項目が削除されておるように見受けられる訳ですけども、この項目を削除された経緯について、どういったことでこの項目を削除されたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

吉山会長

今のは、まだ昼からも若干議論が必要だと思っておりますので、一旦御質問を受けて、ここで休憩をとりたいと思います、昼食休憩を。お昼から再開後、お答えをということにさせていただきます。改めて1時以降、この新市建設計画の素案については議論をしたいと思っております。

それでは、ここで昼食休憩に入ります。再開を午後 1 時といたします。

午後 0 時 2 分 休憩

午後 0 時 57 分 再開

吉山会長

そろわれたようですので、ちょっと約束の時間早いようですが、再開をいたしたいと思えます。

それでは、協議第22号の新市建設計画の素案の関係で、先ほど村田委員から御質問があった段階で休憩に入っておりました。その答えから協議をスタートさせたいと思えます。

じゃ、よろしく。

末竹企画部会長

企画部会長でございます。村田委員さんの御質問の内容は地域別基本方針、ゾーニングの部分かということでお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、この素案づくりの中におきまして、住民の皆様の意向をいかに反映させるかという流れがございました。その中で住民アンケートということでもございましたけれども、この住民アンケート、1市5町の折に実施した部分もございました。この部分を1市2町に置きかえた、それでどうなるのかという検討をいたしました。

結果、その住民の皆様がいろいろ考えておられる内容は、ほぼ同じものであったということがアンケートの中での結果として、まず、この協議会の中に御報告をいたしたところでございます。

私も事務方といたしましては、そういう結果を踏まえ、1市5町で作成をいたしておりました素案、この部分をベースにして1市2町に置きかえた計画づくり、こういうことを事務方として確認をしながら進めてきたところでございます。その中で、どういう項目を出していこうかという協議をした訳でございますが、御指摘の基本方針、地域別基本方針の部分、1市5町の折には「人と大地のゾーン」と「人と海のゾーン」という二つのゾーンをつくりながら地域性を出していこうということで作成ができた訳でございますけれども、その折、1市5町の場合は、面積的にも230平方キロメートル、今回1市2町の折には130平方キロメートル。さらに1市5町の折のゾーン策定の中におきましては、この1市2町はすべて「人と海のゾーン」の中に入っているということでございましたので、今回、1市2町の作成に当たっては、ゾーンの分け方はしないで、一本でいこうという協議を進めながら、今回

の提案をさせているところでございます。

吉山会長

よろしいですかね。

それと、ここで確認の意味で申し上げておきますけれども、この新市建設計画の素案、これは実はこの後、素案として確認をいただければ、長崎県の方とのすり合わせが必要になってまいります。そして、そのすり合わせの上で、その結果をもってまた改めてこの協議会の中で協議をさせていただく。そして、そのことで協議が調えば、素案を外して新市建設計画ということで協議会としての体制を図ろうという、そういう流れの中で議論をさせていただいております。そのことをこの際、確認の意味で申し上げておきたいと思っております。

引き続き、金内委員からどうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。一つお尋ねいたします。今日配付いただきました新市計画の一番最後のシミュレーションをなされたページについてお尋ねをいたします。

この公債費の中で18年から27年までを記載されておりますが、そのうちの24年だけが、23年度に対して増加して、あとについては27年度からずっと公債費が下がっていくということであれば、特例債等も使って今後事業を、単独工事の部分、事業をやっていく中で、償還金だけが減っていくということについて事務局はどのような考えをなされておられるのか、その1点についてお尋ねをいたします。

吉山会長

ちょっと待ってくださいね。

園田財政部会長

お答えいたします。

起債、合併特例債ですね。これは、それぞれ各年度、それぞれ起債を受けるようにしているんですけれども、通常分、例えばこれから行います、その合併による重複投資の割り落としとか、そういうふうなものを、この前提条件を皆様方に後日お渡ししたいと思いますけれども、18年度から27年度までは30%落とすとか、通常債ですね。それとか、28年度以降は15%落とすとか、そういうふうな起債の全体のその枠といいますか、額を抑えております。

歳入を落としておる関係で一般財源、必要となりますので、そういうことで、起債制限比率も1市5町のときには13%ぐらいになっていたと思うんですけれども、今回は起債制限比

率も27年度が10.2%ということでかなり落としております。そういうことで減額といいますかね、そういうふうな形になっております。

吉山会長

質問の趣旨等、答弁どうでした。改めてどうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。比率等によって下げたというふうなお話もありましたが、池水委員のときからも内容について話があったように、そうしてくると、これは本当に大まかな起債書かれておるのはとそういうふうに解釈するのですが、では、これ下がってきておるときに、24年度だけ何かの都合でここは上がるのか、その点についてもひとつお願いします。

吉山会長

今、金内委員のお尋ねは公債費ですね、歳出の方の公債費。それが24年度が2,614,000千円ですね。それが、25年度等とするとやっぱり突出しておるといった表現ですかね。

金内委員

起債制限比率等もあって、公債費は下げておりますといった話がある訳ですね。その中で23年度に対して、26年度だけは起債が上がってきて、25年はまた下がっていく。

ところが、この24年については何かの事情があって上がったのですかということです。

吉山会長

わかりましたですね。確かに18年度以降ずっと漸減の傾向が23年度まで続いておる。それが24年度に上がって、さらに今度また25年度から漸減の傾向にまた戻っておるといふ、そのことの24年度の要因はどうだろうかということです。

園田財政部会長

すみません、大変長らくお待たせしました。

現在、発行しております起債、これがちょうど24年度、そこが多いと償還が23年と24年が多いと。後は、全体的に落ちていくんですけども、ここの部分が23、24ですね、ここが償還額が多いということでございます。ですから、据え置きとかいろいろございまして、そういう形になっているものでございます。

吉山会長

ちょっとまた後からということにしましょう。寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤でございます。今、県のシミュレーションに従って歳入、歳出を含めた資料が提出をされておるところでございますが、特に今後見込まれるというのは、地方税にしても大変厳しいものがあると相対的に考える訳でございますが、この人件費ということで出されておりますが、この中で例えば平成16年の基準、それと10年間ということで、平成26年ということと比較した場合に約3億円ぐらい出ているんじゃないかと思いますが、これは人件費ということになりますと、いろいろ波及してきて大変申しわけないと思いますが、先ほど来まだ決まっておられませんけれども、確認されておられません、議員の定数なり三役の問題なり、あるいは全体の市の職員の今後の構成なりということについては、この中にどういう形で今後反映をされようとしておるのか、そのことをまずお尋ねします。

園田財政部長

この人件費の件ですけれども、これはこのシミュレーションの中に、10年間で現在の職員の10%減ですね。単純に今の平均の10%減ということでシミュレーションは算出しております。16年度はこれ決算見込みですので、それでやっております。

議員さんは最初から、これは26名で、あと小委員会でいろいろあるかと思いますが、現在のところは26人で、当初言いましたように、前提条件としては26人で入力しております。

もちろん三役は1人ずつそれぞれ、助役さん2人じゃなくて、三役、教育長、それぞれ1人ずつ入力しております。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

そこで、要するにこの新市建設計画と関連してくる訳ですけれども、今までそれぞれの補助金なり育成資金なり、いろんな形で合併までに調整するというものも含めて、かなり高い標準に合わせた形でひとつ設定をしていくというようなことが相対的にそういう方向で提案をされてまいりました。もちろん、私どもも住民の代表として高いにこしたことはない、補助金も多いにこしたことはない、確かに私もそう思います。

しかし、本当にこの姿の中で地方税なりすべてのものが先の見えない状況の中で、今後の新市になってからの財政計画が本当に組めるのかどうか。それは県のシミュレーションはシ

ミュレーションとして、それはわかります。

そこで、大変蒸し返すようで申し訳ないと思う訳でございますが、本当の新しい新市をつくったときの初年度の財政計画が組めるということであれば、何も申し上げません。

ただ、問題は、ここで一応この協議会の中で確認をした問題もかなりあります。しかし、今後、新市になってから協議会の中で確認しておいた問題じゃないかと。なぜにやらんかということになった場合は、大変なことになりはせんか。だから、私はシビアの中にシビアに組んでいく必要がある。したがって、そこら辺について、財政担当の部会長なりのひとつ見解を求めたい。

園田財政部会長

はい、申し上げます。

前回、1市5町のときに「サービスを高く、負担は低く」というような、そういうことが町の方でちょっとここじゃないんですけど、言われていたような記憶を持っております。

ただ、そうすればどうなるかと、合併した後どうなるかというのは、財政の先の方を見れば一目瞭然わかるんですけども、今おっしゃいました補助金等においても、いろんな各種のその支出の中で、そういうのにおいても、例えば高い方に合わせるということでは、はっきり言って大変厳しいと。ですから、そういう支出にしても、歳入においては手数料等も低く抑えたい気持ちはわかるんですけども、そういうことになったらどうなのかということが、今後私どもが大変危惧しているところでありまして、松浦市も鷹島町も福島町もそれぞれ厳しい財政状況なんですね。合併したからといって、いろいろ例えば補助金等が増える訳ではありません。それこそ事業をするために、いろんな形で入ってくる訳ですから、その辺を考えますときに、やはりこれまでも協議確認されたものにつきましても、さらに厳しいそういう何といいますか、支出あるいは今後の歳入におきましても、厳しいものが出てくると思われますので、やはり収入は高く、支出は低くという、これをやっていただきたいということでもあります。

それと、新市になった場合、組めるかと。これは確実に組まないといけませんのでですね。ただ、その場合においても、先ほど言いましたような、例えばこれまでより以上の補助とか、そういうふうになりますと、どこも厳しい中でそういうふうにやりますと、大変財政的には厳しいものが出てきますので、そこら辺も確認といいますかね、それぞれ危機意識といいますか、そういうことをもっているいろいろ協議していただきたいというのが私の考え、財政部

会もそうなんですけれども、考えであります。

寺澤委員

松浦の寺澤です。それは、財政部会としての考え方は理解します。

ただ、御承知のように、県内の先頭を切ってということになりましたが、五島市は合併をして、御案内のように30数億円の基金を取り崩さなければ、やっぱり財政計画は組めないという現実が生まれております。やはり当初の想像のようにいけばいい。しかし、そういうときになって、どうにもならんという形にはなりたくない。そのためにも、ここで決めたことはこれは確実に守ってもらわなきゃならんという、一つのこの協議会の中の合議ですから、それはわかりますけれども、ここで、この合併協議会の会長にお尋ねします。

それぞれ聞こえのよい形の中で確認をしてきた、財源が伴うものとして確認してきたものがございまして。しかし、今後の財政の状況、新市になる段階の中にどう変化が出てくるか、私はまだ読めないと。それを考えたときに、やはり確認をしてきたものといえども、今後の新市の財政計画は樹立される範囲内においてこれを調整していくという、そういうことにしておかないと、私は大変なことになりかねないんじゃないかと、十分組めれば結構なんですよ。いうこととあわせて、今後10年間にわたって職員数の10%の削減を目標に一応人件費等を盛り込んでおるということですが、このことにつきましても、確認をしてきた問題でございますので大変蒸し返して申し訳ないと思いますが、やはり職員の数の組織の調整のみならず、やはり高い方に合わせていく給料の問題につきましても、速やかにということもございまして、単にこれを一挙に合わせるということになりますと、40,000千円の財源が必要になってきます。そういうものも含めて、やはりこれはお互いが理解をしながら、窮屈な財政の中でひとつ何とか新市でやっていこうやという、やっぱりそういう観点に立って取り組んでいかなければ、決めたことだからどうかせろということていくということになると、大変なことになりはしないかと思いますが、その辺を含めて、会長としてどのようにお考えなのかお尋ねをします。

吉山会長

合併が先例として進んでおるところもある訳ですね。その例等々見ておりますと、新たな新市、あるいは新町になってきちっとした予算編成ができるところ。逆に、今度はもう実際に合併してみると、かなり厳しくて手持ちの今までの積み上げておった財政調整基金、減債基金等々も一挙に減額しながらでないでと予算が組めないだとか、そういった例がある訳です

ね。

ですから、私どもとしては、基本的にはその先例地の事例というものを、やっぱり悪い部分は踏まないような考え方に立って協議を進めていかななくてはなりません。

そんな意味で、実は先ほども議論がありました、財政というやつをしっかりとやっぱり見た中での考え方をするべきで、その中で実は新しい市の活力を生み出すためにはどうすべきかという考え方が必要だということで申し上げたんですけれども、今日までの協議の流れとしては、基本的にはそういうことをベースにして動いておると思います。確かに今日までこうこういう補助金についてあったんだから、要望として、それは生かしてほしいとか、そういう声は確かにありました。

しかし、それは確認として保証された状況ではない。今後の財政運営の中でそのことが許されるのかどうなのかというのを、やっぱり協議をしながら決めていく事項につながっていくと思うんです。

今までの協議の経過ずっと見ておりますと、後に確実にこのことが、財源額大きく膨らむ、大きな財源を必要とするような決め方というのは個別にずっととっていきますと、さほどないですね。さほどないんです。そのことはお互いに気をつけながら協議は進めてきたと思っております。

むしろ減らす方向の中で、26名以内にどうなるのかという、これから議論になってまいりますし、あるいはまた助役の制度の問題にしても、2というやつは、やっぱり1にすべきだということで終息も見ました。

ですから私たちは、本当にこれから新しい市がきちっと行政経費が削減をされる中で予算立てをされて、そして新しい市の活力を生み出す方向性を見出すような議論に今後ともしていかなくちゃならないし、合併までに調整するという事項についてもそういう視点を忘れてはならない、私はそのように思っております。

はい、どうぞ。

寺澤委員

会長の基本的な考え方につきましては、理解をいたします。ただ問題は、要するに特定の新市の名前を挙げてどうかと思いますけれども、五島市についてああいう形が出てきておる。それはどこに原因があったのか。恐らく有識な方々ばかりの協議会の中で詰めに詰めに詰め積んだ、詰めてしまった結果がああいう形で新市をつくられた。しかし、内容的には、開け

てみたら30数億円という基金の持ち出しをやらざるを得ん、そういう状況になっておるとい  
うことは現実なんです。

だから、私が厳しく申し上げるのは、結局、今会長は大きな財源をもとにするものは確認  
はされておらないやに聞いております。しかし、これに付随してくるものがたくさん私は出  
てくると思う。だから、そういうところを十分踏まえてやるということが一つでしょうし、  
それを踏まえてやるということですから、くどくは申し上げませんが。

それと、職員の10%削減。これは10年間でやろうとされておるのかどうなのか。やはりこ  
ういう厳しい時代の中で、今後の問題としては、やはりまだ詰めていく問題ではあろうと思  
いますけれども、こと財源ということになりますと、議員の数の多少減額とか、そういうも  
のよりももっと大きな財源を伴うものでございます。したがって、このことについては、直  
接これはかかわりが無いかもしれませんが、しかし、方向性としては、やはりただ10年間で10  
%削減をするという、そういう方向性だけなのか。そこら辺は今少し具体性を持った方向性  
というのは、今出せなければ、合併までのうちに出されるおつもりなのかどうなのか、お尋  
ねをしておきたい。

吉山会長

これは二つ混同して話をしたんじゃ、ちょっとあれなんです、今、現時点で議論してお  
るのは財政計画です。その財政計画には何かの数値を前提としないことには財政計画立てら  
れませんので、その際、人件費の部分の職員については、10年で10%を減ということを前提  
にして財政計画を積み上げておるといことです。

その後の、じゃ実際どうなのかという部分、どういう方針を持っておるのかということに  
ついては、これは、この後議論になる組織機構の、どのような組織機構にするかということ  
によって、どのような陣容体制が必要なのかということとも絡んでまいる話でございます。

そういう状況の中で、これは具体的に、じゃ果たしてそれでいいのかどうなのかと。議員  
さん方の取り扱い、あるいは三役の人数の問題だとかと同じような視点で、これは議論され  
ていくべきだろうと思います。

したがって、私は今、どういう方向性でということについては、具体的な私案は持っており  
ません。

はい、どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。

それでは、このことについては今後、組織機構の問題等々も含めてひとつ議論をする機会があるという理解をしておってよろしいですね。

吉山会長

それでよろしいかと思えます。

そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、先ほど途中で申し上げましたけれども、この素案、本日素案として御確認をいただければ、このことをもって県に上げて、県とすり合わせをして、その後また改めて皆様方にお諮りをするということで進めてまいります。そのことを踏まえて、協議第22号 新市建設計画の素案について確認してよろしいですか、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、引き続き協議を続行いたします。

協議第29号 国民健康保険制度の取扱いに関することについてを協議題といたしますので、事務方、交代をお願いします。

〔事務局、交代〕

吉山会長

それでは、協議第29号 国民健康保険制度の取扱いに関することについて、前回提案を踏まえながら御説明を願います。

平原保険年金部会長

保険年金部会長をしております松浦市の平原と申します。座って説明を申し上げます。

国民健康保険制度の取扱いに関することですが、1ページから3ページまで記載してございまして、調整内容を現行のとおりとするをいたしております分につきましては、時間の関係もございまして、割愛させていただきます、それ以外に実際的に調整を行った分について、読み上げをさせていただきます。

まず、3番目にございますが、葬祭費については、支給額を合併までに調整する。

続きまして、高額療養資金貸付事業については、松浦市の例による。ただし、平成17年度については旧市町の例による。なお、基金については、すべて新市に引き継ぐ。

次に、出産費資金貸付事業については、福島町及び鷹島町の例による。ただし、平成17年度については旧市町の例による。なお、基金については、全て新市に引き継ぐ。

続きまして、はり、きゅう助成金については、松浦市の例による。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。

続きまして、人間ドックについては、松浦市の例による。ただし、平成17年度については旧市町の例による。なお、人間ドックの内容及び負担金等については合併後調整する。

続きまして、表彰事業については、事業の実施方法等を合併後調整する。

次のページをお願いいたします。

その他の保健事業については、事業の実施方法等を合併後調整する。

続きまして、国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。委員の定数等については、合併までに調整する。

三つ飛ばしまして、短期被保険者証の交付については、鷹島町の例による。

国民健康保険基金については、すべて新市に引き継ぐ。ただし、旧市町単位の一般保険給付費及び老人保健拠出金の5%を超える分については、それぞれの不均一課税の財源に充てることができるものとする。基金の基本的な取扱いについては、松浦市及び鷹島町の例による。

次は、四つ飛ばしまして、賦課総額の算定方式については、新市において決定する。ただし、不均一課税期間中は、旧市町の例による算定方式とし、その間に段階的に資産割の見直しを図る。

続きまして、税率については、新市において決定し、合併後は特例法に基づく不均一課税を適用する。ただし、介護分については、不均一課税を適用しない。

3ページに移りまして、納期及び納期限については、松浦市の例による。ただし、平成17年度については、旧市町の例によるという調整内容でございます。

吉山会長

ただいま協議第29号 国民健康保険制度の取扱いに関することについて、説明がございました。

御質問、御意見等を受けたいと思います。

大久保事務局長

事務局からですが、前回の協議会で、鷹島町の委員さんの方から肥前町の火葬場を利用する際の国保の葬祭費の継続の要望というものがございました。

今回、この国民健康保険制度の取扱いについての中でどうするかというのが一つあった訳でございますけれども、これは幹事会等の協議の中で、国保の関係としてはやはり同じ同一市内の同一被保険者でありますので、給付につきましては統一という方向で図りたいというふうなことを、一応意見として集約をしたところでございます。

それで、ただ、新市の全体の住民と申しますか、それについての火葬についての負担、この統一というか、そのためにいろんな助成等が必要になってくるかもしれないと思っておりますけれども、その辺については別途、別に部会としては住民環境の方に一応お願いをしておりますけれども、そちらの方で検討をさせていただきたいというようなことにしております。そんなことで、一応国保としては、このことにつきましては統一の方向ということで現在、事務方としての方向性は持っておりますので、そういうことで、ちょっと先般の御提案があった分につきましては、そのような回答をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

吉山会長

はい、つけ加えてですね。前回、要望のあった部分等々について考え方を整理した点の報告があったところです。

どうぞ質問、意見受けたいと思います。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。実はこの国民健康保険制度の取扱いに関することの裏面でございますが、特に、国民健康保険基金については、全て新市に引き継ぐ。ただし、旧市町村単位の一般保険給付費及び老人保健拠出金の5%を超える分については、それぞれの不均一課税の財源に充てることができるものとするということで提案をされております。これで問題はない訳でございますが、私どもの市としても、これはこの特例というのは、不均一課税は5年間だと思っておりますので、極力ひとつ短い期間で、これを不均一課税に充てるということについては済ませるような形でひとつ、さらに御高配をお願いしたいということだけをつけ加えておきたいと思っております。

吉山会長

一応要望ということですね。不均一課税というのは特例だから、その部分については5年をもう前提とせずに、5年も含めた話でしょうが、極力早目に調整がつくように、早く一体的な行動がとれるようにという意味合いだと思いますので、そういう要望でした。

ほかに。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

これは前回も質疑、意見等々も伺いながら、協議に入っておる訳でございます。特にないということのようでございますので、これより確認作業をいたしたいと思います。

それでは、協議第29号 国民健康保険制度の取扱いに関する事、このことにつきましては、特に葬祭費の関係については住民環境部会の方で別途葬祭の取り扱いについては詰めるということ。それから、今の要望も含めながら、原案のとおり確認をしたいと思いたすけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

では、そのように取り扱いをさせていただきます。

引き続き協議第31号 各種福祉制度の取扱いに関する事(その2)を議題といたします。事務局の説明を願います。

平原険年金部会長

それでは、各種福祉制度の取扱いに関する事(その2)、中身は介護保険と福祉医療に関することでございます。これも同じく現行のとおりとするという部分につきましては、読み上げを割愛させていただきます。

それでは、1番目からですが、第二期介護保険事業計画については、新市において新たに策定する。

続きまして、事業計画策定委員会については、新市において新たに設置する。委員の定数等については、合併までに調整する。

続きまして、第一号被保険者保険料については、平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度から統一する。

一つ飛ばしまして、普通徴収の納期については、松浦市及び福島町の例による。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。

続きまして、督促手数料については、1件 100円とする。

一つ飛ばしまして、減免（徴収猶予）については、松浦市の例による。

続きまして、申告期日については、松浦市及び福島町の例による。

一つ飛ばしまして、介護認定審査会については、新市において新たに設置する。

次のページをお願いいたします。

訪問調査員については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例による。

続きまして、介護保険給付費準備基金及び借入金については、全て新市に引き継ぐ。基金については、新市において新たに設置する。

二つ飛ばしまして、福祉医療の支給対象者については、合併までに調整する。

福祉医療の自己負担額については、松浦市の例による。

以上でございます。

もう一つ、前回、調整内容を個表で出した分がございまして、そのページが7ページになります。

7ページで、12として訪問調査の項目がございました。そこで、松浦市のところでとして、調査員の現況を記載いたしております。

ここでお話がございましたのが、松浦市では社会福祉協議会の方へ委託をいたしております。1名分の人件費を見ておりまして、ここがきちっと記載がされておりましたが、現況はこうなんです、この委託につきましては、16年度限りということでございます。調整内容は変更ございませんが、現況を正しく記載するという意味で16年度限りということで記載して、ご理解いただければと思います。

吉山会長

ただ今調整項目の説明が終わりました。加えて、前回指摘のあった資料の7ページ、12の訪問調査の部分について、16年度限りという表記の中で整理をするということがつけ加えられたところです。

それでは、これより質問、意見を受けたいと思います。

特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、確認作業に入りたいと思いますが、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第31号 各種福祉制度の取扱いに関すること（その2）につきましては提案原案のとおり確認したいと思いますが、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。ありがとうございました。

では、続きまして、協議第30号 各種福祉制度の取扱いに関すること（その1）を議題といたしたいと思いますが、しばらくお待ちください。

〔事務局、交代〕

吉山会長

それでは、事務方より説明願います。

諸石保健福祉部会長

保健福祉部会の松浦市の諸石でございます。どうぞよろしく願いいたします。

説明をする前に、先の鷹島町での第5回の合併協議会の中で、永田委員さんと大畑委員さんから御指摘があった関係で一部差しかえをしておりますので、その分お手元に配付しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、各種福祉制度の取扱いに関すること（その1）について説明申し上げます。

まず、児童・母子寡婦福祉につきまして、児童手当の支給日については、合併までに調整する。

児童扶養手当については、松浦市の例による。

特別児童扶養手当については、現行のとおりとする。

児童館については、新市に引き継ぐものとする。

児童遊園については、新市に引き継ぐものとする。

障害児通園事業については、新市に引き継ぐものとする。

児童健全育成事業については、新市に引き継ぐものとする。

母子・父子家庭児童入学祝金支給については、実施の方向で合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例による。

母子生活支援施設については、新市に引き継ぐものとする。

次世代育成支援行動計画については、合併後調整する。

公立保育所については、新市に引き継ぐものとする。

保育料については、松浦市の例による。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。

特別保育事業については、新市に引き継ぎ、未実施の保育所については、保護者のニーズを考慮しながら実施する。

次のページをお願いいたします。

高齢者福祉について記載をいたしております。

老人保健福祉計画については、新市において新たに策定する。

介護予防・生活支援事業については、事業内容、実施方法について、合併までに調整する。

老人クラブ活動等については、老人クラブ連合会との協議により、合併後調整する。

在宅介護支援センター運営については、県との協議を進めながら合併までに調整する。

高齢者サービス調整チームについては、在宅介護支援センターの形態に合わせ、合併までに調整する。

高齢者・障害者住宅改造助成事業については、現行のとおりとする。

老人福祉電話については、松浦市の例による。

ねたきり老人介護手当支給については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例による。

養護老人ホーム入所措置に係る入所判定委員会については、新市において設置する。

特別養護老人ホーム、老人福祉センターについては、新市に引き継ぐ。

敬老事業については、対象者、実施方法、敬老祝金及び記念品について合併までに調整する。

要援護高齢者等ふれあい給食支援事業については、現行のとおりとする。

在宅あんしん生活サポート事業については、松浦市の例による。

単独事業については、実施の方向で合併までに調整する。

次は、障害者福祉関係です。

障害者福祉計画については、合併後作成する。

身体障害者事務、知的障害者事務については、松浦市の例を基本とし、合併までに調整す

る。

障害者（児）手当については、松浦市の例を基本とし、合併までに調整する。

心身障害者医療費助成等については、現行のとおりとする。

身障者訪問入浴については、松浦市の例による。

支援費制度については、現行のとおりとする。ただし、支払関係については、合併までに調整する。

重度身体障害者日常生活用具給付等、心身障害児等日常生活用具給付等については、現行のとおりとする。

身体障害者補装具及び身体障害児補装具の交付・修理等、身体障害者自動車改造助成事業については、現行のとおりとする。

重度身体障害者住宅改造助成については、福島町及び鷹島町の例による。

身障者配食サービスについては、現行のとおりとする。

精神障害者事務、精神障害者ホームヘルプサービス、精神障害者ショートステイ、精神障害者グループホームについては、現行のとおりとする。

福祉電話貸与、ストマ用装具助成、心身障害者福祉タクシー助成については、松浦市の例による。

障害者福祉手当等については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例による。

障害者交通費助成については、合併までに調整する。

次は、福祉一般です。

民生委員推薦会については、合併後新市において組織する。

民生委員児童委員・主任児童委員については、平成19年11月30日までは現行のとおりとする。

行旅死亡人については、現行のとおりとする。

災害弔慰金及び災害援護資金の貸付については、現行のとおりとする。

小災害り災者に対する弔慰金及び見舞金の支給は、実施の方向で合併後調整する。

社会福祉施設整備事業については、実施の方向で合併後調整する。

戦没者追悼式については、実施の方向で合併後調整する。

慰霊碑維持管理については、各奉賛会・遺族会と協議を行い合併後調整する。

無縁墓地の管理については、新市に引き継ぐ。

生活保護については、松浦市の例によるといたしております。

先ほど議案の修正ということでお話ししましたけれども、15ページと記載しているところ、配食サービスについてご覧いただきたいと思います。

先の鷹島町の協議会の中で、福島町の永田委員さんの方から、福島町は配食サービスを週7日しているというお話がございました。

さきの記載の内容におきましては、市町が実施している内容を記載しているために、福島町は週5回ということで報告をしております。

しかしながら、福島町におきまして配食サービスボランティア要領というのがございまして、土日はボランティアグループが実施しているということで、実際は週7日行われておりますけれども、町が実施している部分につきましては週5回、ボランティアグループが土日の2日間を実施しているということで、今回は土日はボランティアグループが実施する、そして利用料は500円という内容を記載しております。

それから、22ページですけれども、前回でもちょっと報告をいたしましたけれども、特別養護老人ホームの中で、鷹島町の老福荘については一部事務組合の関係で記載しているということで、削除をお願いしたところです。

次に、老人福祉センターにつきまして、松浦市の大畑委員さんの方から、鷹島町で生活支援ハウスを事業としてやっているのではないかとということでありました。この老人福祉センター関係につきましては、市町が設置しているということで、その建物について新市に引き継ぐということで記載しておりましたけれども、その老人福祉センターの中で生活支援ハウス、居住施設ということで国の事業を行っておられます。ですから、ここでは、そういった事業も行っているということで、追加の内容を記載しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただ今協議第31号の説明が前回の協議、あるいは問題提起の整理も含めた説明が終わったところでございます。

これより質問、意見を受け付けたいと思います。

永田委員さんと大畑委員さんこういうこと、挿入ということでよろしいですかね。はい、永田委員どうぞ。

永田委員

福島町の永田ですけれども、今おっしゃったことは事実なんですけれども、この先まだまだ土日ずっとさせていただくんですけれども、あくまでもずっとボランティアという形ではなかったんでしょうか、無償のボランティア。だから、この部分をちょっとやっぱり少し予算に入れていただきたいんですけれども。社会福祉協議会の方もやっぱりお金がないと思うんですよ。どんどん募金なども減っていきますので、これも、私たちが勝手に500円という金額をつけたりしているんですね。献立を立てるときにも非常に頭を悩ませておりますので、ぜひこれを行政の方に入れてほしいんです、この土日の件に関して。その土日にこだわらなくてもいいって前から言っているんですけれども、1週間のうちの5回ということで、何でこう土日にこだわる、そこが私どうも納得できないんですよ。1週間のうちに、その土日だけを省いて月、火から金曜までで回数が何回じゃなくって、月曜から日曜までありましたら、その中でやはり自立支援事業ということで、7回はとるのはちょっとね。少しでも自分できるようにしましょうよということで、その回数が4回であったり5回であったりということだから、この土日にこだわる必要はないと思うんですけれども。あくまでも1週間ですらえた中の最高の回数が5回なら5回と、そういったお考え方はどんなでしょうか。

以上です。

諸石保健福祉部会長

お答えさせていただきます。

現在、市町におきましては、月曜から金曜までということで最高5回ということでされております。この委託先の人員配置とかそういったこともあろうかと思えますけれども、これまでは、その委託先との関係の中で月曜から金曜までということで実施がされてきております。

松浦市の場合は社会福祉協議会、それから青島にあります青雲福祉会、それと有限会社のハローランチぴあという、その3カ所ですしておりますけれども、社会福祉協議会が月曜から金曜までという、そういった状況がございますので、すべてが同じような内容でないと、その委託先とのかかわりもあるものですから、松浦市の場合は、あくまでも週5回。それも現在の食の自立支援事業の中で、その方が本当に何回必要なのか、場合によってはデイサービスを利用することで食事がとれるとか、そういったことで、回数についても必要な方の状況に応じた形で配食数を決めております。

ただ、実際にその土曜、日曜についても必要な方というのは確かにおられると思いますけれども、委託先の関係で、現在のところはそれぞれの市町で月曜から金曜までやっているというのが実情かと思います。この分については、県といいますか、国の事業の中で5回を限度とするという形で基準がございまして、その中でやっているのが実情でございます。

吉山会長

いやいや、永田委員はその5回であっても、月から金曜に限定せずに土日を含んだ形で5回でも、弾力的に運用していいんじゃないかという、そういうことですが。

諸石保健福祉部会長

この関係については、委託先とちょっと協議をしておりますので、そこまで踏み込んだ内容にはなっておりません。

吉山会長

私としては、そこは柔軟に対応できるように、委託先との協議ということを前提にしながら、今後、実施できる方向性の中で調整が必要かなという思いを持っております。これは新市になった状況の中でどのようにしていくのかということで、先ほどお話があった田中さんやったかな お話があった事項と同じようにきちっと新市に引き継ぐようにするべきではないかなということを感じました。いかがですか、皆さん方。そういうとらえ方でいいでしょう。

他に。よろございますか。どんどんいっていいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、確認作業に入りたいと思います。

協議第30号 各種福祉制度の取扱いに関すること(その1)、3ページにわたる調整の部分で、永田委員から御指摘があった、柔軟に実行できるようなことを新市に引き継ぐということも含めながら、協議を閉じたいと思います。

これでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、そのように取り扱います。ありがとうございました。

引き続き協議第33号 健康推進事業の取扱いに関すること、部会が一緒でございますので、

引き続き協議を進めたいと思います。

それでは事務局、提案願います。

諸石保健福祉部会長

協議第33号（協定項目32号）の健康推進事業の取扱いに関することについて、御説明いたします。

まず、保健一般部門につきまして。

救急医療対策事業については、現行のとおりとする。

事務取扱い窓口（献血・原爆被爆者対策・難病患者支援）については、現行のとおりとし、献血記念品等については合併後調整する。

保健センターについては、新市に引き継ぐ。

感染性廃棄物の処理については、松浦市の例を基本とし、合併までに調整する。

次は、母子保健事業です。

母子手帳の交付については、現行のとおりとする。ただし、交付方法については、合併までに調整する。

乳児健康診査（集団健診）の実施方法については、合併後調整する。

乳児健康診査（個別健診）については、現行のとおりとする。

1歳6カ月児健康診査（集団健診）の実施方法については、合併後調整する。

1歳6カ月児健康診査（個別健診、精密）については、現行のとおりとする。

3歳児健康診査（集団健診）の実施の方法については、合併後調整する。

3歳児健康診査（個別健診、精密）については、現行のとおりとする。

次のページをお願いします。

妊婦健康診査については、現行のとおりとする。

相談事業の実施方法については、合併後調整する。

訪問指導（1 妊婦訪問 2 産婦訪問 3 新生児・乳児訪問 4 幼児訪問 5 障害児訪問）の実施方法については、合併後調整する。

各種教室（1 妊婦教室 両親学級等 2 育児教室 親子教室等 3 栄養指導）の実施方法については、合併後調整する。

各種教室（4 歯科保健、5 その他）については、合併後調整する。

母子保健計画については、合併後調整する。

母子保健推進員の活動内容等については、合併までに調整する。

健康づくり（歯）については、合併後調整する。

栄養強化事業の実施方法については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例による。

次は、老人保健事業です。

健康手帳については、交付方法を合併までに調整する。

健康教育については、地域の特性を勘案し合併後調整する。

健康相談については、地域の特性を勘案し合併後調整する。

健康診査については、健診内容、個人負担金などについては合併までに調整する。

機能訓練については、地域の特性を勘案し合併までに調整する。

訪問指導については、地域の特性を勘案し合併後調整する。

次は、精神保健事業です。

訪問指導・相談事業については、現行のとおりとする。

普及啓発事業の事業内容については、合併後調整する。

地域活動所については、各活動所の意向を踏まえ合併後調整する。

その他集いの場などについては、他の事業を勘案し合併後調整する。

次は、健康づくり事業です。

健康づくり推進協議会については、新市において設置し、具体的な内容については合併までに調整する。

食生活改善推進員については、会の意向を踏まえ、合併までに調整する。

食生活改善推進員養成講座の実施方法については合併後調整する。

普及啓発活動の事業内容については合併後調整する。

地域計画については、新市において策定する。

歯科保健については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例による。

各種検診などについては、合併後調整する。

次は、予防事業になります。

乳幼児の予防接種は、個別接種を基本とし、合併後調整する。

学童の予防接種は、個別接種を基本とし、合併後調整する。

高齢者のインフルエンザ予防接種については、松浦市の例による。ただし、平成17年度については旧市町の例による。

結核予防法による予防接種については、個別接種を基本とし、合併後調整する。

結核検診については、合併後調整する。

予防接種健康被害調査委員会の設置については、新市において設置する。

予防接種の周知方法については、合併後調整する。

以上でございますけれども、鷹島町の協議会の中で、松浦市の大畑委員さんから、伝染病予防法についての記載がないがというお話がございました。

そこで、ちょっと調査をいたしましたので、ここで報告をさせていただきます。

平成10年度までは、伝染病予防法に基づきまして、伝染病患者の隔離は市町村の事務でございました。ところが、平成11年4月1日に、伝染病予防法が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に法が改正されまして、隔離病舎の設置義務が県に移管されております。そのために県の業務、正直言います、保健所の業務になるわけですけれども、市から県の方に業務が移管されております。

隔離病舎につきましては、平成14年4月1日から県北2次医療圏域内の北松中央病院を県が指定し、隔離病舎としての取り扱いとなっております。

以上でございます。

吉山会長

ただ今協議第33号 健康推進事業の取扱いに関する事で説明がございました。

質問、意見等々受けたいと思いますが、ございませんか。ありますか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第33号 健康推進事業の取扱いに関する事について、確認作業に入りたいと思います。

協議第33号については、ただ今3ページにわたる提案内容、このことをもって確認してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、そのように取り扱います。ありがとうございました。

ここで若干の休憩をさせていただきたいと思います。

2時10分まで暫時休憩といたします。

その後、引き続き協議第34号について協議を進めていきますので、よろしくお願いをしておきます。

午後2時3分 休憩

午後2時12分 再開

吉山会長

それでは、再開をいたします。

協議第34号 農林水産関係事業の取扱いに関することについて、協議題といたします。

これより、前回に引き続き事務局より説明願います。

和田農林部会長

失礼いたします。

協議第34号の農林水産関係事業の取扱いに関することの中の農林関係事業について、御説明を申し上げます。農林部会長の松浦市の和田でございます。よろしくお願いをいたします。

農業経営対策体制整備推進事業につきましては、引き続き実施するというふうにいたしております。

農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

なお、その促進体制（組織）につきましては合併までに調整をし、新市において新たに確立をするというふうにいたしております。

農振農用地区域につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たに作成をいたします農業振興地域整備計画に基づきまして合併後調整をする。

農業振興協議会につきましては、合併までに調整をし、新市において新たに設置をするというふうにいたしております。

水田農業構造改革対策事業の調整機関につきましては、合併までに調整をし、新市において新たに設置をする。

地域水田農業ビジョンにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

農政関係の施設につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐというふうにいたしております。

次のページでございますけれども、中山間地域等直接支払制度につきましては、国の制度の動向を見ながら対応をする。

それから、環境保全型農業推進協議会につきましては、合併までに調整をし、新市において新たに設置をする。

農政推進のための国及び県の事業の選定、さらに、その上乗せ補助率については、合併後調整をする。

なお、市町単独事業の選定及び補助率につきましては、合併後調整をするというふうにいたしております。

利子補給制度につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後必要に応じて調整をする。

畜産関係でございますけれども、国・県補助事業につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、上乗せ補助は合併後調整をする。

市町単独事業につきましては、合併後調整をする。

それから、森林関係でございますけれども、森林の整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

国の制度に基づきます森林整備地域活動支援交付金につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

林業関係の市単独補助制度につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

林業関係の貸付金及び林業開発促進資金の融資損失補償につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

それから、林業関係の施設、それから、造林・管理及び森林国営保険等々につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐとしております。

林業機関の協議会でございますけれども、合併までに組織を調整し、新市において新たに設置をするというふうにいたしております。

それから、土木関係でございますけれども、土地改良事業分担金及び災害分担金につきましては、受益者の負担を原則としながら、合併後調整をする。

それから、土地改良関係団体及び農道につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

農村整備関係の償還費補助金につきましても、現行のとおり新市に引き継ぐと。

それから、農村整備関係の事業費補助金につきましては、合併後調整をするというふう

いたしております。

竹本水産部会長

水産関係について御説明いたします。

水産部会長をいたしております松浦市水産課の竹本です。よろしく申し上げます。

水産関係でございます。

水産振興事業の国、県補助事業につきましては、合併後調整をする。

水産振興事業の市、町単独事業については、合併後調整をする。

水産振興事業の利子補給制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後必要に応じて調整をする。

水産関係施設については、新市に引き継ぐ。ただし、管理運営方法については、合併後調整する。

水産振興協議会については、松浦市、鷹島町の例を参考にし、設置する方向で合併までに調整する。

伊万里湾栽培漁業推進協議会については、現行のとおりとする。

次のページをお願いします。

漁港及び港湾関係施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

それから、漁港関係施設の利用料、占用料、使用料については、松浦市の例により合併までに調整する。ただし、可動橋の車両通行料については、鷹島町の例によるということにいたしております。

以上でございます。

吉山会長

ただ今協議第34号 農林水産関係事業の取扱いに関することにつきまして、農林部会、水産部会からの説明が終わったところです。

これより質疑に入ります。はい、志水委員どうぞ。

志水正司委員

福島町の志水でございます。農林水産関係の水産関係施設の方について、調整内容としましては、水産関係施設につきましては、新市に引き継ぐ。ただし、管理運営方法は合併後に調整するとの説明があった訳でございますが、それぞれに、この1市2町の中では、公有財産といえますか、松浦市につきましては公設でされました卸売市場、松浦魚市とか、福島町

につきましては、福島クルマエビ養殖場、それから鷹島町にもそれぞれ洗網施設等がある訳でございますが、この調整内容にしますと、私考えましたときに、それぞれにやはり施設は国、県の補助事業の中で建設をされておると思いますが、その中にありまして、例えばこれが耐用年数、建設から起債関係の償還まで含めた中で、恐らく公設民営という形をとっておられる、市場なんかはそうだと思うとですけれども、福島町のクルマエビを考えましたときに、漁協が町と管理委託契約を結んで運営をして続けておる訳でございます、このクルマエビ養殖場につきましては無償貸与で今施設を使用させていただいておる訳でございます、合併後に、この管理運営方法については調整するというところでございますが、できますれば、漁協も合併を今研究会、推進協議会を立ち上げて、1市2町の4漁協で合併をすることが、ほぼ近まっております。ということで、この管理運営方法につきましては、従来の無償貸与の方法で御検討願えれば幸いかと思っておりますけど、その付近について一応御要望として申し上げておきたいと存じます。

以上でございます。

吉山会長

はい、部会長どうぞ。

和田農林部会長

運営につきましては、合併後必要に応じて調整するというにいたしておりますが、基本的には従来のそういう委託契約というのは尊重をしていこうとは考えておりますが、お互い施設が今度は多くなりますので、そこら辺の整合性も踏まえて十分検討していきたいと思っております。

吉山会長

よろしいですね。そのほか。はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。この問題について、私ども議会におきましてもいろいろ論議があった訳でございますけれども、1点だけ要望を申し上げておきたいと思っております。いずれにいたしましても、この掲載されております内容から見ますと、委託金、補助金等を多く計上されておりますが、やはり実態として上位格付ということでなくして、やはり助成額なり、補助金額なり、委託額なりというのは適切なものでなければならない。だから、見直しをすべきだという意見が大半でございましたので、特に今後の取り扱いについての御留意を要望

しておきたいと思います。

吉山会長

このことは先ほど寺澤委員から、先ほどの協議題の中で出てきた部分と関連をした御意見だと受けとめます。

基本的には新市に引き継ぎながらも、合併後調整をするという流れの中で、各種のものも取り上げられておる訳でございます。やはり、このことについては先ほど申し上げましたように、いかに財政支出を少なくしながら、なおかつ産業の振興等々有効に活用していくのかという、そういう視点の中で新市において調整されるということ、そのことを頭に置きながら新市が動いていくことが必要だろうと、そのように認識もいたしておるところでございます。そういった議論を議事録として残すようにしながら、より効率的な、なおかつ産業振興に役立てるような補助金等々の活用をされることを、私も期待しておきたいと思います。

その他。はい、村田委員どうぞ。

村田末廣委員

鷹島町の村田です。実は畜産関係について、意見というよりも要望になろうかと思っておりますけれども、肉用牛についてでございますが、この肉用牛については1市2町の農家にとっては大変重要な産目ではないかと思う訳でございます。これからの農業というものは、やはり畜産が本当に大事ではないかと思う訳です。したがって、1町2町とも、この14ページを見ますと、肉用牛振興ビジョン21対策事業ですか、それぞれ取り組んでおられます。この具体的な調整内容におきましても新市に引き継ぎ、補助金につきましても上乘せして合併後調整するというので、大変すばらしい内容であると思っておりますので、新市におかれても、こういった畜産事業は農家にとっては大変不可欠でありますので、ぜひとも積極的にひとつ進めていただきたいと御要望をしておきたいと思っております。

それから、もう1点、水産業につきましてもでございますけれども、水産業振興について、これも御要望になろうかと思っておりますが、1市2町においては本当すばらしい好漁場を持っておられます。したがって、この地域においては水産振興というものが大変不可欠ではないかと思う訳でございます。この資料の中の新市建設計画の中にも、特に養殖漁業というのを謳われております。この文言も大変すばらしい文言だと思っております。この養殖漁業が盛んになりますと、海面が汚染される恐れもありますので、こういった新漁場開発にもひとつ積極的に取り組んでいただきたい。

なお、また、この養殖漁場の拡大ということで、魚礁の開発とか、あるいは技術の開発、導入、こういったものを考えますときに、やはりこれからは陸上養殖施設、こういった施設ができるように、ひとつ積極的に取り組んでいただきたいと思います。この陸上養殖につきましては、他県でも、特に九州鹿児島県の隼人町ですか、あそこなんかはものすごく盛んにやっあって、大変消費者からも好評がっております。したがって、これからは海面養殖も大事ですけれども、陸上養殖をされますと薬品も使用せずに、また、安全安心でもあると。また、老人においても、あるいは女性の方でも維持管理できますので、こういった施設をひとつ積極的に取り組んでいただいて、1市2町の産業がますます発展することを私は特にお願いして、要望といたします。

以上です。

吉山会長

ありがとうございました。そこで、ちょっと上乗せ補助をさらに乗せるという意味合いで書かれてはおりません。国、県の補助事業については、上乗せ補助を現実にやっておる訳ですが、そのことの内容については合併後調整するという意味合いでございます。

ただ、先ほど議論、方向性を確認させていただきました新市建設計画の素案、この中でやっぱり産業振興という視点で、今、村田委員がおっしゃった陸上養殖も含めたこと等が重点施策の一つとして記述されておる訳でございます。

したがって、畜産の環境もそうなんです、新市建設計画というのがベースになって、基本計画というのが新市になって動いてまいります。それで、実施計画というのが動いてまいります。その中で、具体的に財政がどのようになるのかということのをにらみながら、バランスをとって地域の特色ある産業を生かしていくという視点での、新市が動いていくということが前提で実は今各種の調整をさせていただいておるということも、あえて加えて申し上げておきたい。そして、その上で御意見を今徴したということにしておきたいと思っております。

その他。はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。6ページ、7ページの件ですけれども、6ページの中に農業振興協議会という名目がある訳ですけれども、それが7ページに調整機関と書いてある訳ですね。松浦さんを見た場合に、面積の割に非常に委員さんが少ない訳ですね。見てのとおり鷹島にすれば、調整機関については面積の割には非常に多い委員さんがおられる訳です。それでどう

のこうのと言う訳じゃないですけども、福島においては、幅広い中で意見を聞いて農業振興に努めておられる訳ですけど、松浦さん非常に少ないので、代表者の方だけだろうと思いますけれども、その辺十分論議されているものと思いますけれども、その辺をちょっとお聞きいたします。

和田農林部会長

農業振興協議会は1市2町それぞれ持っておりますけれども、これについては農振地域等の見直しも含めた論議をしていただいております。構成メンバーの数が9と、21と、20と異なっております。また、水田農業推進協議会の方も18名、30名、49名とそれぞれ異なっておりますけれども、例えば鷹島町さんなどは指導農業士、あるいはグリーンライフアドバイザー、こういう方々からも出てきていただいております。そういうことも松浦市はそういう方が入っていないとかいうようなこともございますので、こういうことを含めながら、より発展的な論議ができるような代表者を選んでいきたいと思っております。

数につきましては、そういうことを積み上げた中で出てくる数字ではないかと思っております。

吉山会長

よろしいですか。はい、山口委員どうぞ。

山口委員

十分に積み上げておるということで問題なかわけですけども、やっぱり農業という一つの産業の中で、やっぱり行政からにしても非常にいろんな助成をいただいております。幅広い、これからもどんどん意見を聞いていただきたいと思うわけですね。必ずしもこれが今から先どういうふうな形で委員会をつくられるか知りませんが、わかりませんが、ぜひ多くの方の意見を聞く場を与えていただきたい。そうすることによって、やっぱり農業振興に一つでも大きく広がっていくだろうと思います。

それから、もう一つ、最後の方に地域水田農業ビジョンと書いてありますけれども、私も会議に行く訳ですけども、近ごろというか、県の方針、国の方針が難しくなったというか、何というか、わかりにくくなったというか、会議に行っても非常についていけない訳ですね。それを踏まえて、また私たち地元でいろんな話をさせていただく訳ですけども、これをそのとおりやったら、皆さん方農地が荒れますよというふうな感じが非常に受ける訳ですね。要するに、松浦独自で、これは地域で独自でやっていいことですから、どんどんそ

ういう協議の場を大いに設けていただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

吉山会長

ただ今の御意見を踏まえて、ただ振興協議会、それから調整機関の地域水田農業推進協議会、数の問題等々やっぱりそれぞれ今日まで歩んできた歴史、それから環境というのがあるだろうと思うんです。そういった部分がどう生かされていくかというのを、今後の調整の中で総体の数をどうするのかということも含めて、今後の作業として調整をしていきたいということのようでございます。

他に、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、質疑をとどめ、議論も意見聴取も終わりたいと思います。

確認作業に入ります。協議第34号 農林水産関係事業の取扱いに関することにつきまして、農林、水産、それぞれの部会から提案のあった原案について、確認してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、そのように取り扱います。ありがとうございました。

これで継続の協議事項につきましては、今日の段階における継続協議につきましては終わりました。

引き続き新規協議事項に入ります。

協議第35号 環境衛生関係事業の取扱いに関することについて、協議を進めていきたいと思えます。事務局、交代をお願いします。

〔事務局、交代〕

吉山会長

それでは、ただ今より協議第35号 環境衛生関係事業の取扱いに関することを協議題いたします。

事務局より説明願います。

野元住民環境副部長

それでは、住民環境部会の環境衛生関係事業の取扱いについて御説明いたします。私、住

民環境部会の副部会長の松浦市の野元といいます。よろしくお願ひいたします。

まず、調整内容でございますけど、ちょっとミスプリントがございますので、追加をお願いしたいと思います。

9ページをお開きください。

この中で調整内容というところの3項目めの環境物品等の調達方針、一般廃棄物処理基本計画、次の地球温暖化計画等となっておりますかと思ひますけど、温暖化の後に「対策実行」という字句を挿入方お願いしたいと思います。

それから、区分の欄の13のグリーン購入法の欄で、それぞれ横の欄に松浦市、福島町、鷹島町と書いてあるわけでございますけど、その中で、その欄の2欄目の松浦市地球温暖化計画、これも先ほど申しました温暖化の後に「対策実行」を入れていただきたいと思ひます。

それから、福島町につきましても同じく地球温暖化対策実行計画という形で挿入方をお願いしたいと思います。鷹島町につきましても同様でございます。

それから、調整の具体的内容ということで、そこにも環境物品等の調達方針、一般廃棄物処理基本計画、地球温暖化の後に「対策実行」という字句を挿入方お願いしたいと思います。

それでは、協議第35号（協定項目33号）環境衛生関係事業の取扱いに関することについて、御説明をいたします。

3ページをお開きください。

ごみの収集運搬、収集区分、収集回数、収集日、処理方法については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整することといたしております。

ごみの収集処理につきましては、各市町そのやり方が違っておりまして、また、ごみ処理場につきましても松浦市、福島町につきましては北松北部クリーンセンターの方で、鷹島町につきましては鷹島町環境センターで処理しておりまして、機械設備を含めた処理方法もかなり違っておりますので、早急に統一するというのは困難な部分がございます。

次に、各市町所有の車両及びステーション（ごみ箱）については、新市に引き継ぐことといたしております。

ごみ箱については行政が貸与しているものと、地区で作製、または行政補助金を活用して作製されたものがありますが、行政貸与のものにつきましては新市に引き継ぐことといたしております。

それから、最終処分の方法については、合併までに調整することといたしております。

4 ページをお願いいたします。

最終処分場につきましては、松浦市、鷹島町はそれぞれ所有しておりますが、福島町につきましては委託契約により処理業者に委託しているのが現状でございます。既設の処分場の処理可能な容量等の状況も踏まえ、合併までに調整することといたしております。

次に、ごみ処理等の手数料でございますが、指定ごみ容器、ごみ搬入手数料、一般廃棄物処理業許可手数料等については、合併までに調整することといたしております。

5 ページをお願いいたします。

ごみ袋販売方法及び販売手数料につきましては、市内の各商店に委託して販売するという松浦市の例によることといたしております。商店に対する委託料が必要になりますが、市民の利便性を考慮したとき、この方法がベストではないかと考えたところでございます。

次に、生ごみ処理機購入補助金につきましては、松浦市の例によることといたしております。現在、松浦市においては30千円を上限に、購入代金の50%を助成しております。ごみ減量化、リサイクルの観点からも、この例によりたいと考えております。

次に、不法投棄対策でございますが、各市町とも県による不法投棄防止パトロールが実施されております。さらに、松浦市においては不法投棄監視員を委嘱し、不法投棄対策に取り組んでおります。調整内容につきましては、不法投棄対策については現行どおり新市に引き継ぐことといたしております。

6 ページをお願いいたします。

し尿の収集運搬、処理方法、し尿処理手数料等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整することといたしております。

し尿処理につきましては、現時点では各市町それぞれ自前の処理場を持っておりますが、平成17年4月から、松浦市及び福島町においては、田平町の北松北部クリーンセンターの方で処理することとなっております。こういう過渡期でございますので、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整することといたしております。

また、各市町所有の車両につきましては、新市に引き継ぐことといたしております。

7 ページをお願いいたします。

資源物回収補助金につきましては、回収団体にキロ当たり5円、回収業者に同じく3円を助成している松浦市の例によることといたしております。

次に、公害の規制及び防止指導については、区域指定との関係もありますので、現行のと

おり新市に引き継ぐことといたしております。

8ページをお願いいたします。

火葬場でございますが、火葬場につきましては新市に引き継ぐ。火葬場使用料につきましては、一部事務組合の動向を踏まえ合併までに調整することといたしております。

火葬場につきましては、現在松浦市は松浦地区火葬場組合、福島町については単独の福島町火葬場があります。鷹島町については、ほとんどが肥前町の火葬場を利用されている状況でございます。

墓地につきましては、福島町が設置しております福島町霊園がございますが、新市に引き継ぐことといたしております。

9ページをお願いいたします。

環境衛生関係の組織でございますが、組織については、統一する方向で合併後調整することといたしております。松浦市については、市保健環境連合会、福島町及び鷹島町につきましては、それぞれ地区衛生組織連合会が組織されておりますが、新市の一体性を確保するため、団体の実情と主体性を尊重しながら、一本化の方向で合併後調整することといたしております。

次に、病虫害駆除でございますが、各市町独自に実施されておりますので、病虫害駆除につきましては、薬品の種類、配布の方法について合併までに調整することといたしております。

次に、環境物品等の調達方針、一般廃棄物処理基本計画、地球温暖化対策実行計画等については、現行の計画を基本とし、新市において新たに策定することといたしております。

最後に、廃棄物処理施設の処分でございますが、各市町とも供用廃止または廃止予定のごみ焼却施設等の廃棄物処理施設がございます。調整内容は、既に供用を廃止し、又は合併までに廃止されるごみ焼却施設等の一般廃棄物処理施設については、合併後処分計画の調整を行うことといたしております。

なお、この環境衛生事業につきましては、火葬場とごみ、し尿関係が一部事務組合等の関係がございますので、1市2町の協議だけでは決定できない部分が多々あります。また、合併後に調整する分を含めまして、一部事務組合との連携を十分にとってまいりたいと考えているところでございます。

以上をもちまして、環境衛生関係事業の取扱いについて御説明を終わります。

吉山会長

ただ今協議第35号 環境衛生関係事業の取扱いに関する事ということで、住民環境部会の副部長の方から説明があったところでございます。

これより質問、意見を受けたいと思います。はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島市の松本でございます。1、2点お尋ねしたいと思います。

まず、火葬場関係でございますが、先ほど説明がございましたように、福島市は火葬場を持っておる訳でございますが、今後の考え方ですね、福島市の火葬場をそのまま存続していただく考えなのかどうかということが1点。

それから、ごみ、し尿のくみ取り料、あるいは収集料ですね。確かに鷹島の場合は独自の処理場でございますから、なかなか料金の統一化は難しいかと思いますが、福島、松浦につきましては、北松北部クリーンセンター、同一施設を利用する訳でございますから、新市の一体性の確保から見ましても、料金は統一すべきじゃないかと思うんですが、その点につきましてお尋ねいたしたいと思います。

以上です。

吉山会長

はい、どうぞ。

野元住民環境副部長

松本委員さんの1点目の火葬場の件でございますけど、福島市はそのまま新市に引き継ぐことといたしておりますので、残るということでございます。

それから、ごみ処理手数料ですね。鷹島市は別にあるから、福島市と松浦を統一するということでございますけど、一応公平性等も考えまして、統一する方向ではある訳ですけど、今お手元に配付しておりますとおり、値段が福島市と松浦市で平均的に倍ぐらいになっております。ですから、その辺の調整がなかなか難しゅうございますけど、一応できるだけ同じ住民という考え方で、統一性ということで調整をやっていきたいなと、現在のところ考えているところでございます。

吉山会長

松本さん、し尿のことも。今、一応の御説明は終わりましたが。

松本委員

福島は松本です。確かにこれまでは福島は料金が高かったと思います。結局、ごみの場合は袋代がですね。しかし、御承知のように、松浦市の焼却場を利用させていただいておった関係が非常に大きい訳でございます。結局、使用料を松浦市の方に支払わなければならなかったということがございますので、このような差が出ておるといことも、ぜひ御認識いただきたいと思います。

そして、火葬場関係ですね。新市に委託するのは問題ないんですよ。当然そのとおりなんですけど、今後存続していただけるものかどうか、そこら辺をですね。例えば松浦まで火葬に連れていくということになると、大変皆さん方遠距離になりますから、そこら辺はお尋ねしたいと思うんです。

以上です。

吉山会長

ごみ、それからし尿の関係等々については、そういった事情等々も考慮しながら、これから調整作業を進められていくということになる。

それから、火葬場ですね。今、存在して機能しておる部分を廃止する必要はない訳ですね。それから地理的な要因等々も考えていきますと、これは存続をして活用していくということの方が新市にとっても、管理運営の方法等々をきちっと整理しながらということはありませんけれども、有利に働くということになる視点で、残すということを原則ととらえておいていただきたいと思います。

ほかに。はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。ちょっと福島は霊園のことでお尋ねをしておきたいと思います。私どもの特別委員会の中でお尋ねしたんですが、結論が出ていなかったようでございますので、この席でお尋ねしておきますが、霊園は分譲が完了しておるのかどうか。残っておれば、実態はどうか。この点についてお伺いします。

永田住民環境部会員

福島町の住民課の永田でございます。今お尋ねの霊園のことでございますけれども、約60基ほどあるかと、今おおよその数を考えておるんですけれども、すべて完成をいたして分譲もいたしておるところであります。

以上です。

吉山会長

よろしいですね。そのほか。山口委員どうぞ。

山口委員

福島市の山口です。7ページですけれども、資源ごみの回収促進事業の件で、補助金についてですけれども、松浦市に合わせるという内容でございますけれども、見てのとおり福島の方が補助金が若干高い訳ですね。これを何で私が言うかといったら、これだけ団体に助成なさる。団体は非常に今、少子化とかいろんな中で、自分たち小さいながらPTAもしかり、恐らく婦人会もだろうと思えますけれども、非常に会員数も少ない中で運営をなされている訳です。その中で自分たちが活動し、資源を有意義に使うために行われておる訳ですね。それで、是非ですね、団体の支援、いろいろな面で削減、削減とされている訳ですけれども、こういう面で両方燃えるごみも少なくなりますよ、ごみも少なくなりますよ、資源も有効に使いますよという観点から、私は本当に少ない中で団体を運営されておる中で、減らされて大変だろうと思う訳ですね。できれば私はぜひ松浦さんも福島に合わせていただきたい。そして、大いに団体の活力をまた市の繁栄に生かしていただければ、私はこれぐらいの金ぐらいは精いっぱい新市においても応援していいっちゃなかろうかなと思えますけれども、ぜひ、この項目については変えていただきたいと思えますけれども、要望ですけれども、そう思いますので。

以上です。

永田委員

福島町の永田ですけれども、ただいま山口委員さんの方から発表されたんですけれども、環境クリーンセンターにおきましても、今、古紙とアルミ缶等の回収につきましては、福島町はゼロという数字が出ておりまして、非常に喜ばれております。それから、一般のごみの出し方につきましても、非常に福島町は少ないということで、申しわけないんですけれども、松浦が今一番ごみの出し方で、多くて乱れているということで前回会議があったんですね。だから、この点につきましては、本当に福島町に合わせていただきまして、各世帯、各皆様方の御協力を得て、ごみを少なくしたいということでよろしくお願ひしたいと思います。

吉山会長

ただ今意見を伺っておるところでございます。質問、意見、引き続き受けておきたいと思えます。今日は提案をして、質疑を交わすというステージにしておきたいと思えますので。

他に今日のところで質問、意見ございませんか。

ただ今の御意見があったところですが、そのことに対する反論も含めて、あれば、はい、田島委員どうぞ。反論せろと言う意味じゃなかとですよ。

田島委員

6 ページですけどね、収集運搬手数料、このことはどうですかね。松浦は人員割ですか、1 人幾らとしてありますが、福島、鷹島は大体リッターでいっておる訳ですが、これ合併後はどんな調整になるんですか。どちらがいいんでしょうか。私は人員割というのは余りなじまないんじゃないかなと思うんですけどね。やっぱりリッターが一番理想的じゃないかなというふうに考える訳ですが。2 回目からは、1 回にこれは 250円ですか。人員割ではない訳ですね。回数割になっておるわけですね。このところどうなっているんですかね。

吉山会長

これはちょっと今日の質問でございますので、答えをさせたいと思います。

野元住民環境副部長

松浦のくみ取り回数の月 2 回以上の場合、2 回目からは 250円ということで下がる訳ですけど、月に 2 回くみ取られた場合につきましては、2 回目は 1 人当たり 250円、月という考え方で立っております。

それから、従量制につきましては、最近特に簡易水洗等がございまして、従量制の方が多くなってきておる訳ですけど、これにつきましては 140円ということで、福島町さんよりちょっと高くなっておるということでございます。

吉山会長

定額制と従量制、二つの制度があるということですね。従来のくみ取りだけの、簡易水洗もない時代のときの流れとして、そういうのが残っておると。今はもう多くが従量制が変わってきておるといことも踏まえて、今説明があったところですが、御理解いただけましたか、質問の趣旨のところ。御意見としては、重量制にした方がいいんじゃないかということ踏まえながらおっしゃっておったようですが、はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。先ほどの資源ごみの回収の補助金、あえて反論ということではないんですが、5 円と 7 円って、キロ 2 円の話なんですね。ただ、ここをやっぱり事務局としては松浦市の例によるということで調整をされてきている。その中には、やはり今福島さんのよう

な意見はあったと思うんですね。その中でなぜ、計算すれば確かにそんなに大きな額ではないと思うんです。それをあえて松浦市の例によとした、やはりその経過については、今要望があったときに、是非その経過を事務局は出すべきじゃないかと思うんですよ。そこが出ずに、今日は要望だけですからということであっては、何となくすっきりせずに次回に持ち越しますので、ぜひその点については事務局段階としてどのような議論があって、なぜこうしたのかというのについては明確に出していただきたいと思います。

吉山会長

友田委員の御意見、ごもっともでございます。議論、どういうふうな議論の経過でしたか。

瀬戸事務局職員

合併事務局の瀬戸といいますけれども、この経過につきましては、これちょっと表を見ていただきたいんですけども、補助の回収団体の中で、松浦市の方につきましては資源物1キロにつき5円ということになっております。福島町の方につきましては、古紙1キロにつき7円ということで、当初これは1市5町のとよからの経過なんですけれども、そのときにおきましては資源物ということで空き缶とか、瓶とか、その他の資源物についても松浦市の方は助成をされていた。そして、福島町の方は古紙に限定をされていたという経過がありまして、松浦市の例によるということでの調整をさせていただいた経過があります。

以上ですけれども。

吉山会長

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。そうしますと、今の松浦でも、先ほど松浦はごみの分別が悪いよということで御指摘を受けて、確かにそういう面があるものですから真摯に受けとめたいと思うんですが、松浦の場合はアルミ缶等々も子供会で集めています。そういったものについての補助があるということで、福島町さんの場合は、現行でいくと古紙だけなので、さらにアルミ缶まで集めていただくということで、そうするとどうなのかなと思ってですね。その辺、今そういう説明があったものですから、アルミ缶についても5円ついてくると、逆に団体等については収入が増えていいのかなと思ったものですから、その点について、ぜひ答えていただいて、そのことを持ち帰って議論をしたいなと思うものですから、是非お答えいただければと思います。

吉山会長

はい、永田委員どうぞ。

永田委員

福島町の永田です。アルミ缶、それから瓶、古紙と、もう2年間継続してやっております。毎月1回。おかげさまで、これがあると非常に助かるんです。婦人会はもう毎月やっているんですね。あとはまた子供会の方で年に何回かやっていたらっしゃるようです。

以上です。

吉山会長

その中で、補助もアルミ缶等々にはないんでしょう。

永田委員

アルミ缶はなしですね、補助は。

吉山会長

それが結局、友田委員の御意見は、アルミ缶等々も回収されておる、その部分も含んで補助金として松浦市の場合は出されておるということですから、そのことが広がることによって、7円と5円の2円の差というのは、ある意味ではカバーできるんじゃないかという御意見だったと思うんですね。いかがですか、それは。(発言する者あり)

だから、そのことは今日今云々じゃなくて、お互いにちょっと持ち帰って理解をしてもらわにゃいかんと思いますので、議論を交わしたということにしておきたいと思います。

友田委員、そういうことです。今日の段階はすっきりするですね。はい。

そのほか、はい、志水委員どうぞ。

志水正司委員

福島町の志水でございます。私は9ページの14項目の廃棄物処理施設の処分についてということでお尋ねをしてみたいと思いますが、松浦市も恐らく17年度までに総合衛生センターし尿処理場を廃止、17年の3月で閉鎖。当福島町の場合も旧来の焼却場がダイオキシン規制法の規制によりまして、12年度からですか、閉鎖をして、いろいろ松浦市の焼却場にお世話になっておった訳でございまして、現在は田平の方でやっておる訳でございまして、この最終処分場といいますか、福島の場合は当時埋め立て方式をしておりまして、現在それがそのまま残っておる訳でございます。それで、毎年ダイオキシンの測定ということで、水質、あるいはそういった年に2回ですか、調査が義務づけられて行っておりまして、かなりの経費

というものが、1年間に1,000千円を超えるような経費を調査費の中で負担するという、現在そういうことがあっておる訳でございます、まずもって現在まではごみ焼却施設もそのままに残っておりまして、先々この処分計画の調整を行うということでもございますが、できますれば、やはり松浦市の焼却場にしましても、福島町の焼却場にしましても、いつ頃これがなされるのか。そういったことで、いずれにしましても、松浦市の焼却場にしても最終処分場としては、灰は業者が引き取りに来られておったのか知りませんが、福島町の場合は特にそういった経費がかかってくるものですから、なるべく解体も含めた中で、そういった早い時期にするのがいいんじゃないかと私は考えておる訳でございますけれども、その付近につきましてはどのようなお考えであるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

野元住民環境副部長

これは合併後に処分計画を調整することといたしておりますので、このごみ施設につきましては、先ほど委員さんがおっしゃいましたとおり、ダイオキシンということで多額の解体経費がかかる訳でございます。それで、早急にそれを解体するというのはなかなか難しい面があるかということで、こういう形で合併後に処分計画の調整を行うことといたしたところでございます。

吉山会長

これ非常に難しいんですね。今、実は解体に対する補助制度が新しくできたんです。ただし、それは解体した施設に同種のを建設するときに初めて補助金があるというような制度ができ上がったわけです。これらについては、ちょっとやっぱりおかしいんじゃないのという議論が今沸き起こっております、解体についても何らかの補助ができる必要性を強く今実は、要請を国に対して働きかけをしておるんですけれども、その方向性がまだ定かでないんですね。

あわせて、それぞれの自治体ともに解体をするについては億単位の金が必要になってくる。その財源の目途が、今現実の問題としては立っていないという状況の中で、いつまでに解体をしますというスケジュールが実は出せない段階なんですね。したがって、合併後、それらの動き等々を踏まえて処理計画というのを立てて、処理計画ですから、計画だけしておけばいいというものじゃなくて、できるだけ計画にのっとり早目の解体作業、処分作業が必要だという、そういう認識でとらえておってほしいなと思うんですけれども。

ほかに。はい、岡本委員どうぞ。

岡本委員

福島町の岡本です。実は、空き缶を中心とした資源ごみの回収ですけれども、これが実は春先に議員の研修ということで、北松北部クリーンセンターに行った訳ですけれども、福島町の資源ごみの選別、これが非常にきれいにできて、大変工場長から褒められた経緯がございます。松浦市はそうよくはありませんでした。それで、やはりこういうことも項目に載せれば、やはりこれは福島町の例によるということで書いていただきたいなと思っておるわけですけれども、そういうことで大変福島町の資源ごみの選別、非常に良心的で、もう本当によくできておるということで褒められましたので、御披露をしておきます。

吉山会長

そういう視点からの話もある訳ですね。いずれにしても、今日、このことを結論づけようという考えではございません。継続協議として次回に繰り越したいと思うんですが、特にという方はいらっしゃいますか。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。先ほどの国保の確認の中で、葬祭費の分で鷹島町さんの40千円については、保険年金部会の方で検討するということがあったと思うんですよ。そのことが8ページに記載をされている訳ですね。鷹島町さんについては肥前町の方に運んで火葬なさるということで、管外ということで40千円を払われていると。この分について、国保からの支出であるという、この間要望があった訳ですね。その点については、先ほどの話では、ここで取り扱うということのようでしたが、どのように調整なさるのでしょうか。これはやはり、この調整内容だけを見ますと、一部事務組合の動向を踏まえ云々となっているものですから、ちょっと先ほどの答弁と若干調整内容というのが整合性がとれていないんじゃないかなと思うものですから、その点について事務局のお考えを示していただきたいと思います。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。ここでは一部事務組合の動向を踏まえ、合併までに調整するという提案をさせていただいておりますが、この使用料につきましては、一部事務組合で今後議論される問題だと思いますが、当然、一部事務組合の構成市町の意向が集約されたもので、この動向が決まっていくと思っております。鷹島町さんが肥前町の肥前葬祭場を利用されているということで40千円という金額がございますので、当然、今後は有料化も視野に入れた議論になっていくんじゃないかと思っております。

そういうところで、まずは福島町さん、松浦市の使用料がどうなるかということが出た段階といたしますか、そういう無料なのか有料なのかということが出た段階で、それでは葬祭料の補助をどうするかということに連動してくるのかなという考え方で、まずはここは分けて議論をさせていただきたいと思っているところでございます。

吉山会長

よろしいですね、はい。その他、特に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、一旦質疑、質問、意見を打ち切っておきたいと思います。

引き続きて次回の協議に任せたいと思いますので、この協議第35号につきましては、継続協議として取り扱いをさせていただきます。ありがとうございました。

では、引き続きて協議第36号 生活排水処理事業の取扱いに関するものを協議題といたします。事務方より説明願います。

それでは、協議第36号の説明を願います。

田中下水道部会長

お疲れさまです。下水道部会長をしております松浦市下水道課の田中といたします。よろしく願いいたします。

それでは、協議第36号（協定項目34号）生活排水処理事業の取扱いに関することについて、御説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

ここでは、各市町の污水处理施設整備状況並びに全国、長崎県の整備状況を記載しているところでございます。表の見方でございますが、全体計画は各市町で污水处理形態ごとに計画をされております。処理計画人口を記載しております。供用開始については、既に整備がされています供用開始区域の人口でございます。

平成16年9月は、供用開始区域のうち平成16年9月現在で接続済みの人口となっております。

参考の全国、長崎県の状況については、供用開始人口に対応するもので、全国で78%、長崎県で65%の普及率で、1市2町合計では25%と、污水处理施設の整備がおくれている状況でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

公共下水道事業でございます。松浦市は平成15年度に事業認可を取得し、平成19年度に一部供用開始の予定で、現在事業に取り組んでいるところでございます。福島町は基本構想の段階であり、鷹島町は計画がございません。調整内容については、現行のとおり新市に引き継ぐとしております。

次に、4ページをお願いいたします。

農業集落排水事業でございます。松浦市、福島町、鷹島町とも基本構想の段階であり、調整内容については、現行のとおり新市に引き継ぐとしております。

次に、5ページをお願いいたします。

漁業集落環境整備事業でございます。現在、福島町と鷹島町で供用を開始しており、松浦市は構想の段階であります。調整内容については、現行のとおり新市に引き継ぐとしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

福島町、鷹島町の漁業集落排水処理施設及び施設の管理について記載をしております。施設の処理能力などについては、表のとおりでございます。施設の管理については、それぞれ業者に委託し、管理をされております。調整内容については、現行のとおり新市に引き継ぐとしております。

指定工事店の登録につきましては、福島町で14業者、鷹島町で11業者が登録されております。

松浦市においては、現在公共下水道事業が実施中でございますので、今後指定工事店登録についての調整も必要になることから、合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧町の例によるとしております。

次に、7ページをお願いいたします。

受益者負担金（加入金）につきましては、2町とも処理施設への接続を促進する意味から、加入金の徴収はなされておられません。調整内容については、現行のとおり新市に引き継ぐとしております。

下水道使用料については、福島町、鷹島町で差異がございますが、松浦市の下水道使用料についても今後検討が必要なことから、合併後調整するとしております。

次に、8ページをお願いいたします。

検針業務につきましては、水道使用料を汚水量として料金算定をなされておりますが、福島町では、水道料金調定システムを導入されています。鷹島町では、パソコン処理によって料金を算定されているところがございます。これについても松浦市の下水道との兼ね合いがあり、電算システムの構築との関係もあり、合併までに調整するとしております。

納付組合奨励金につきましては、福島町では交付されておりませんが、鷹島町では1件につき20円の奨励金が交付されております。調整内容については、合併後調整するとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

水洗便所改造資金等補助制度ですが、福島町、鷹島町それぞれ補助制度を設けてありますが、内容に差異があり、また、松浦市の下水道事業との関係もあることから、合併後調整するとしております。

次に、10ページをお願いいたします。

合併処理浄化槽設置整備事業でございます。

合併処理浄化槽は、し尿とあわせて雑排水を処理する施設で、その規模に応じて補助金を交付する制度でございます。国3分の1、県3分の1、市町村3分の1の補助金となっております。

松浦市、福島町では国の基準どおりの補助額となっておりますが、鷹島町は補助制度がない状況であります。調整内容については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例によるとしております。

新市におきましては地域性、人口密度、事業費など、費用対効果及び整合性を考慮して、この生活排水に関する計画を今後進めていく必要があると考えております。

以上で説明を終了させていただきます。

吉山会長

協議第36号 生活排水処理事業の取扱いに関することについて、説明がございました。

これより質問、意見を受けたいと思いますが、はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島の松本です。この下水道関係、農村、漁村も一緒でございますが、福島の場合、基本構想が立てられておるようでございますが、まだ町民まで下ってきていないんですね。町民まで下ってこんことじゃ、何もならん状態ですから。例えば、この基本構想によって、下水

道施設ができるかできんかというのが確認できます。下水道ができなければ、合併処理浄化槽の設置をせざるを得ない訳でございますから、急いで基本構想をおろしていただきたいということと、これは後の問題になると思いますが、下水道になりますと、行政の負担がかなり大きいと思うんですね。ところが、それに比べ合併処理浄化槽の場合は、幾らか補助金として出しますが、出さないわけですから、したがって、ここに上がっておる補助金にプラスして補助していただいて、合併処理槽の普及を促進していただきたいと思います。これは新市になってからのことになろうかと思いますが、そういう考えを持っておりますので、よろしく願いをいたします。

田中下水道部会長

1点目の農業集落排水事業、これにつきましては1市2町とも、まだ基本構想の段階でございますので、新市になってからやはり協議を開始して、必要かどうかという検証はしなければいけないと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

松本委員

ただ農村下水だけに限らず、都市下水といいますが、一般の下水、あるいは漁村の下水、もうすべての考えで私は言ったつもりでございます。

それと、例えば福島の下水の基本計画構想の中に20億円という事業費が上がっておるんですね。ところが、先ほど言いますように、合併処理の場合は、こうした事業費が要らないわけですから、地理的に下水道の設置ができないところが合併処理浄化槽を使用するわけでございますから、今後、そういうところには国の補助金をプラスしたものをお願いしたいなということ先ほど申した訳でございます。

以上です。

吉山会長

今の部分ですね、公共下水道であれ農集であれ、基本構想段階の部分、このことについては調整はもう基本構想の存在そのものを引き継ぐという、そういう流れになっております。そのことで今後の調整作業ということの、新しい市になってからの、どう具体的に動くかということだろうと思います。

問題は、今、松本委員さんは20億円という事業費の公共下水道の部分があるので、そのこ

とについては、やっぱり福島町サイドとして現時点でどうなさるのかという部分で、整理をするしかないかなと思っております。はい、志水委員どうぞ。

志水勝輔委員

公共下水道の基本構想関係ですけれども、何と言いましても下水道をつくる場合は水源がなくてはなりません。水資源が開発されて、今、採石場跡を水がめとして使うべく、今大体11万トン貯水確認をしておるところでございます。こういう新しい水源を確保すれば、きちっと下水道まで回す水源が出てくると、そういう具体的になった段階で実施計画、あるいはそういう実施計画をつくる場合は、住民の意向を体しながら計画していかなければならない。ですから、今の段階は、まだ基本構想の段階ということで新市に引き継いで、福島町は福島町独自にやはり水源は確保しなければなりませんので、そういう考え方で、水源が確実に来年になれば30万トン、40万トンの貯水が可能なのか、まだそのところが確認できていない。ですので、今後はその貯水確認にかかっておるといような状況も言えるかと思えます。そういうことですので、よろしくをお願いします。

吉山会長

松本委員のあれは、公共下水道とその区域外の合併処理槽ということもでございます。これらのことについては、やっぱり新市に引き継ぐ中で、きちっとやっぱり整理されてしかるべきだということで御理解を賜っておきたいと思えます。

その他。はい、岡本委員どうぞ。

岡本委員

福島町の岡本です。農業集落排水事業ですね。松浦市、福島町、鷹島町も全部基本計画構想ですね。福島町の場合、3カ所ある訳ですけれども、もう基本構想は10年近く前から立てられる訳ですよ。しかしながら、やはり水源の問題でできないという説明で、ずっと続いてきた訳でございます。しかしながら、この3カ部落は水源を独自に持っておる訳ですよ。もう十分に自分は農業集落排水事業はまかなえるだろうと思えます。そういうことで、新しい市になったら、ひとつ積極的にこの事業を進めていただきたいと、かようをお願いをしたいと思えます。

吉山会長

他に。

これは特に次に引き継ぐような事項ですかね。今日決めていいですか。今日確認していい

ですか。先ほどの部分は、やりとりの形成がございましたので、次回の協議に繰り越しましたが、そしたら確認作業をしていいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第36号 生活排水処理事業の取扱いに関することについて、確認作業に入りたいと思います。

ただ今提案の説明があった内容で確認してよろしいですか。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

それでは、引き続きまして、協議第37号 水道事業の取扱いに関することに協議を移したいと思います。

それでは、ただ今より協議第37号 水道事業の取扱いに関することを協議題といたします。事務方より説明願います。

吉本水道部会長

皆様お疲れさまでございます。水道部会の会長でございます、松浦市の吉本でございます。

それでは、協議第37号（協定項目39号）水道事業の取扱いに関することについて、御説明をいたします。

議案の1ページをご覧ください。

上水道各施設及び給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

簡易水道各施設及び給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。飲料水供給施設及び給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

上水道の給水使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

簡易水道及び飲料水供給施設の水道使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。

工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

負担金については、松浦市の例による。

指定給水装置工事事業者指定手数料は10千円とする。指定業者については、新市に引き継ぐ。

設計審査及び工事検査手数料については、量水器の口径別とし、合併時から適用する。ただし、合併前申請分については、旧市町の例による。

施設管理については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。

2 ページをお願いいたします。

検針方法及び検針日については、松浦市の例による。平成17年度の検針業務委託については、旧市町の例による。

納付組合については、現行のとおり新市に引き継ぐ。奨励金等については、合併後調整する。

水源等確保対策費については、現行のとおり新市に引き継ぐという提案でございます。

それでは、次に、各項目ごとに順次御説明をいたします。

3 ページをお願いいたします。

まず、上水道についてでございますが、この上水道につきましては松浦市のみでございます。志佐浄水場ほか3浄水場がございます。給水区域については記載のとおりであり、現行のとおり新市に引き継ぐといたしております。

4 ページをお願いいたします。

簡易水道及び飲料水供給施設についてでございます。松浦市につきましては、簡易水道9カ所及び2カ所の分水施設、この2カ所の分は飛島地区と青島地区でございます。飲料水供給施設1カ所。福島町につきましては、簡易水道4カ所、鷹島町につきましては、簡易水道3カ所という状況でございます。給水区域については、記載のとおりであり、現行のとおり新市に引き継ぐといたしております。

5 ページをお願いいたします。

上水道の給水使用料でございますが、松浦市の現況を記載いたしており、現行のとおり新市に引き継ぐといたしております。

6 ページをお願いいたします。

簡易水道及び飲料水供給施設の水道使用料についてでございます。1市2町の水道使用料は異なりますが、各簡易水道の実情もあり、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整することによって御提案をいたしております。

次に、7 ページでございます。

工業用水道事業について記載いたしております。これにつきましては、松浦市のみであり

まして、電源開発株式会社松浦火力発電所と九州電力株式会社松浦発電所の2社へ供給しております。現行のとおり新市に引き継ぐといたしております。

8ページをお願いいたします。

負担金についてでございます。負担金とは、事業者がメーター器を新設される場合に負担していただくものでございます。負担金制度は各事業体で名称は異なりますが、全国の約8割の事業体で採用されております。現在、1市2町の中では松浦市のみが昭和49年度より制度化し、平成15年までの収入累計は、水道事業が約175,000千円、簡易水道事業が約42,000千円となっております。水道事業の健全な経営を維持していくためには、必要な制度でございますので、松浦市の例によるといたしております。

9ページをお願いいたします。

指定給水装置工事事業者指定手数料についてでございます。指定手数料は、給水装置工事の事業を行う者から申請があった場合、指定の基準に適合した者に指定工事事業者証を交付する際にいただく手数料でございます。現在、松浦市と鷹島町が10千円、福島町は徴収していない状況でございます。また、現在指定しております指定業者数は松浦市76社、福島町20社、鷹島町15社となっております。指定給水装置工事事業者指定手数料は10千円とする。指定業者については、新市に引き継ぐといたしております。

10ページをお願いいたします。

設計審査及び工事検査手数料については、1市2町の現況を記載しておりますが、工事金額の区分による定額料金制やパーセント割合など、設定基準に相違がございます。県下事業体の状況を見ますと、口径別を採用している事業体や移行予定の事業体もありますので、事務の効率化、簡素化等も考慮し、調整の具体的内容にお示ししているように調整し、口径別手数料体系を採用することといたしております。ただし、合併前の申請分については、申請された市町の例によって新市において徴収することといたしております。

11ページをお願いいたします。

施設管理の現況についてお示ししております。合併当初は各市町の点検管理について、異なる面などがございますので、現行のまま移行し、合併後調整するといたしております。

12ページをお願いいたします。

検針業務につきまして、検針方法、検針日、委託料等を記載いたしております。検針方法につきましては、ハンディーターミナルという検針機器による方法と手処理による方法で処

理されております。また、検針日につきましても、1市2町で異なっている状況でございます。したがって、新市におきましては統一する必要があるため、検針方法及び検針日については松浦市の例による。平成17年度の検針業務委託については、旧市町の例によるといたしております。

13ページをお願いいたします。

納付組合奨励金等でございますが、納付組合については、1市2町で155組合ございます。この納付組合につきましては、現行のとおり新市へ引き継ぐといたしております。また、奨励金等については、税の納税組合との関係もございますので、合併後調整するといたしております。

14ページをお願いいたします。

水源等確保対策費でございますが、松浦市及び福島町で支出いたしております。協定書、覚書、誓約書等で契約を結んでおり、水源の確保には必要不可欠なものであるため、現行のとおり新市に引き継ぐといたしております。

最後に、参考資料といたしまして、15ページに1市2町の水道事業の状況を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で水道事業の取扱いに関することの説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

吉山会長

ただ今協議第37号 水道事業の取扱いに関することということで、提案説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。質問、意見ありませんか。じゃあ、これ、今日決めていいですか。いいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、質疑、意見を打ち切ります。

これより確認作業を行いたいと思います。協議第37号 水道事業の取扱いに関すること、このことにつきましては、ただ今、この記載内容のとおり説明が終わった、その原案に従って確認してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃあ、そのように取り扱います。ありがとうございました。

じゃあ、ちょっとここで若干休憩をいたします。4時5分前に再開をいたします。

午後3時47分 休憩

午後3時56分 再開

吉山会長

再開いたします。

本日、朝のごあいさつでも申し上げましたように、議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること(その2)について、ただ今より議論をいただきたいと思います。

協議第38号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること(その2)について、ただ今より協議に入ります。

このことにつきましては、小委員会を設置いたしまして、新市の議会議員の定数をどのようにするのか、あるいはまた、設置選挙を設けるといことはいたしておりましたが、その区域ごとの定数等々につきましては、小委員会にゆだねておったところでございます。

そこで、ただ今より小委員会の報告を受けて議論を進めてまいりたいと思います。小委員会御報告をお願いいたします。田島委員、お願いいたします。

田島議会議員の取り扱いに関する小委員会委員長

鷹島の田島です。ただ今会長の方から提案がございましたので、報告をいたします。

本小委員会は、平成16年11月12日に開催された第4回合併協議会において、協議第13号で付託を受けた議会議員の定数及び選挙区の取扱いについて、調査・審議等を行いましたので、合併協議会小委員会規程第8条の規定に基づき、報告をいたします。

まず、3ページから報告したいと思います。調整までの過程ということから報告いたしたいと思います。

小委員会開催状況でございますが、第1回が11月23日、このときは委員長、副委員長の選出でございます。不肖私が委員長ということでございまして、副委員長が武尾さんに決まったところでございます。

第2回に、12月3日、付託事項の協議ですが、新市の議員定数、選挙区の定数、選挙区の設置期間についてを協議いたしました。

小委員会の調査、検討経過と意見の状況でございます。

小委員会においては、合併協議会での議論を踏まえて調査、検討いたしました。

新市の議員定数については、行政経費の削減を第一に考えて、法定上限数を人口に比例させたり、類似団体を参考にして合併当初から削減を図った上で、小規模で周辺部となる福島町、鷹島町の選挙区の定数配分においては不安解消に配慮するという意見や、それに対して2町の不安解消を第一に考えて、現在の2町の議会議員が相当数残るように、設置選挙では上限枠を最大限活用した26人の定数とし、新市建設期間で段階的に削減を図るという幅広い意見が出される中で、選挙区の定数とともに議論をいたしました。

新市の議員定数については、意見交換が進むに伴い、三役などの削減とあわせて行政経費の削減に期待する住民が多いことから、上限数の26人を採用することは、小委員会として住民の理解が得られないという認識の統一を図りながら、類似団体や現在の松浦市の議員定数も考慮しながら、定数を模索しましたが、選挙区における2町への定数配分も勘案しながら協議しないと意見集約ができないという判断をいたしました。

離島、飛び地で周辺部という特殊性や人口格差から、協議会において採用の方向となった選挙区について、その定数は、公職選挙法第15条の規定によると、人口比例が原則であります。同法施行令第9条において、市町村の廃置分合、つまり市町村合併があった場合の関係区域の選挙区は人口に比例しないで決めることもできる規定となっています。ただし、この特例は、合併というような特殊な事情を考慮して定められたものであることから、行政実例によると、合併後最初に行われる一般選挙に限って適用すべきものと解されています。

ただ、ここで人口に比例しないで定数を決めると、各選挙区における1票の価値に平等原則に反する格差が出てしまう問題を生じることが考えられ、県の選挙管理委員会の助言によりますと、選挙訴訟にならないように慎重な判断が必要であるということでありました。

このような中で、1票の格差をどう扱うかという問題が出てきましたが、市町村の議員の選挙区は特例的な規定であるために、定数の配分を決めた規定は特になく、国政選挙において衆議院の小選挙区の配分の基本となる法律が、選挙区の人口格差が2倍以上にならないようにすることを基本として定められ、投票価値の平等にも十分な配慮をしていると認められることから、1票の格差が2倍を超えないように心がけて検討を行いました。

新市の議員定数を20人以上は確保しようという意見と、20人以下に抑えるべきという意見が出される中で、具体的な選挙区の定数配分をあわせて議論し、2町に対し、それぞれ4人の定数を配分すると、1票の格差を考慮した場合の松浦市における定数は最少でも16人、対

鷹島町とすると 1.9倍でございます。総定数は24人となります。さらなる削減を図らないと住民の理解は得られないとの大方の判断をしました。

そこで、2町への配分をそれぞれ3人にしないと達成できないとの認識から、格差の考慮により松浦市を14人、対鷹島町と1.65人として、新市の定数を、現在の松浦市の定数よりさらに1人削減となる20人として行政経費の削減を明確にあらわし、全会一致ではありませんが、委員の大方の賛同をいただきました。

2町の選挙区の3人は、26人の上限数を人口比例で配分したときの数字と同一であり、行政経費の削減とあわせて、可能な限り2町の事情に配慮した定数の配分であります。

なお、選挙区の設置期間については、今回の選挙区の定数が人口に比例しない配分で、設置選挙のみに適用されるもので、2町にとっては、これ以上の定数減は選挙区設置の意味がないことや、議員を旧自治体の代表として認識することなく、新市の議員として住民の負託にこたえていただき、新市としての一体性を早急に確立するために、設置選挙に限ることとしました。

そうすると、1ページ初めに戻ってください。

結果を御報告します。

小委員会での検討結果でございますが、新市の議会議員の定数は、20人とする。

設置選挙に限り、合併前の各市町の区域ごとに選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。

松浦市の区域14名、福島町の区域3名、鷹島町の区域3名、以上20名になります。

なお、今回の小委員会の協議結果は、合併という特殊事情によりさまざまな意見がある中で、小委員会委員が合併の必要性を十分理解し、地域住民の立場に立ちながら相互互譲の精神により意見を調整したものであり、議員の定数については、合併後においても、人口の推移、財政の状況等により、行政経費の削減の視点から引き続き適正定数の検討を加えられるようお願いをいたします。

以上でございます。

吉山会長

本当に議会議員の取扱いに関する小委員会の皆様方、大変な御苦勞をおかけしたと思えます。本当はかなり意見の差異がある中で、本当に大変な汗を流されたなということを改めて感謝をしながら、今、報告を受けたところでございます。

そこで、この報告を受けて、事務局としてはそのまま小委員会の結論を提案内容としておるようでございますので、事務局からこのことについて、改めて提案願います。

大久保事務局長

それでは、議案の1ページをご覧いただきたいと思います。

小委員会の方で一応調整原案なるものができたということで、一応こういうふうな形で提案をさせていただいております。

議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること(その2)について、次のとおり提出する。

新市の議会議員の定数は、20人とする。

設置選挙に限り、合併前の各市町の区域ごとに選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。

松浦市の区域14人、福島町の区域3人、鷹島町の区域3人、以上でございます。

吉山会長

ただ今小委員会の報告を受けて、ここに提案をさせていただいたところでございます。

これより、協議、質問、意見等々も含めて協議を進めてまいりたいと思います。松本委員どうぞ。

松本委員

福島は松本です。小委員会の皆様方、大変御苦労さまでございました。ここに書いてありますように、2町の不安解消を第一義に考え、そしてまた、新市としての一体性を早急に確立するという、そういう考えに立って決めたということでございます。なお、格差を2倍以下にしたいということで、今、説明を受けた訳でございますが、まず、私が今言った部分について間違いはないのか、そのように考えていいのか、事務局の方にお尋ねいたします。

吉山会長

委員長、そういった、今、松本委員が御指摘になった3点の視点をとらえながら議論をしてきたということで、そういう理解でよろしいんですね。はい、そういうことでございます。どうぞ、松本委員。

松本委員

今申したような、結局、不安解消、あるいは新市としての一体性、そういうことから考えまして、現在の14、3、3というのは人口格差が1.65になるようですね。そこで、御提案申し上げる訳でございますが、福島は、是非4名にさせていただきたいという提案をいたしたい

と思います。4名にした場合、1.99でございます。格差2倍内で抑えることができますので、是非この点御理解いただきたいと思います。

吉山会長

ただ今松本委員から14、3、3という分を、14、4、3、そうしますと総数が21人という、そうしてほしいという御意見があったところでございます。

その他。はい、松本委員どうぞ。

松本委員

格差の1.99というのは、松浦を13、福島を4、鷹島を3にした場合1.99でございます。松浦を14にした場合、これはまだ下がると思いますから。

吉山会長

失礼しました。誤解をいたしました。13、4、3ということにしたときにということでしたね。失礼いたしました。ということは、総数は20人でいくという。はい、永田委員どうぞ。

永田委員

福島町の永田ですけれども、やはり町民の皆様方もこの点についても非常に関心が高く、やっぱり不安も非常に大きい訳ですね。やっぱりうまく円滑にいくために、今、福島町の松本委員さんがおっしゃいましたように、1.99、そういうことでありますならば、この20人の定数に対しまして、福島町を4、鷹島町を3ということで御理解していただいて、御協力いただきましたならば、この会、非常にいいと思うんですけれども、是非そのような御配慮をいただけないものでしょうか、お願いいたします。

吉山会長

松本委員と同様の御意見が出されたところです。はい、副会長。

松永副会長

松永でございます。実は、これは正式にただ今皆さん方へ示された原案であります。新聞に2日前ですかね、3日前か出ました。それを見て、うちの議員たちは、こんな話ってあるかというのがありました。これはまだ各団体、特に議会が全然吟味していないんです、この原案。今日議論されることは結構です。結構ですけれども、それぞれの議会が持ち帰って、そして皆様方にこのような原案を提示されましたと、そして、皆さん方へ報告をし、それなりの議論をして了解を得た上でないと、私は、今日、ここの場で論議をして決めるというのは、私、福島町の議長として、そういう訳にはいかないと思っておるところであります。

ぜひ、論議は結構です。しかし、今のような御意見のように、4にしてくださいとか、3にしてくださいとか、おたくはそれくらいでいいじゃないかというような論議はひとつ、ちょっと控えとって持ち帰りたいと、私は持ち帰りたいと、そういうふうに思っておるところですが、どうでしょうかね。

吉山会長

はい、椎山委員どうぞ。

椎山委員

鷹島町の椎山でございます。うちの場合も、やはり議会の全員の皆様方との協議をはっきりしておりませんので、今、松永議長が言われるように、できれば私も議員皆様方とよく話し合っ、何名にしたいというのは、やっぱり議員さんと話し合っ決めていただきたいなというような感じはしております。そいけん、早急にこの場で定数を幾ら幾らというのは、余り好ましくないんじゃないかなと思います。

唐津あたりの例をずっと今度とって見てみますと、やはりそれなりの地域間の配慮はしてあるような感じがしますので、できればもうちょっと長く、これは時間をかけて協議していただきたいと、こういうふうに思っております。

吉山会長

はい、田島委員どうぞ。

田島議会議員の取り扱いに関する小委員会委員長

鷹島の田島です。ただ今の持ち帰っ協議ということも、これは協議の中で出てきました。しかし、これは私がもう最終的に判断した訳ですが、いつまでたってもこれは全員で協議するということになれば、時間の浪費じゃないかということで、一応ここでは決めましょうということで、先ほどの報告したとおりに決めさせていただきました。いろいろ持ち帰っ、私に言わせるならば、また持ち帰っ協議して、もう委員会はタッチしない訳ですから、またこの場で決めていただければいい訳ですから、そんなら、なぜ小委員会を設けてわざわざ議論せにゃいかんとですか。私はそれは納得いかんですよ。

だから、それ一応はたたき台として、あくまでも提案しとる訳ですから、そのところは、それは今日決めなくても次のときに決めてもらっても結構でしょうけれども、そんなに軽率な議論をして決めた訳じゃございませんので、その点は御了解いただきたいと思います。

吉山会長

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。私もこの問題は、それぞれ受けとめ方によって異なってくると思います。しかし過去を振り返ってみますと、この場で協議を重ねて、なかなかその見通しが立たないということから、小委員会の中でひとつ検討を重ねていただくということで、大変小委員会の皆さん方も御苦勞をなさって結果報告をされておる。だから、今日、ここで確認をするということにこだわる訳じゃございませんけれども、今日までの経過の流れを踏まえてみたときに、私は長く長くこの問題を結論を出さずに引きずっていくということは、いかなものかと考えます。

なお、私どもの松浦の議会におきましても、いろんな問題もございます。しかし、お互いがひとつここまで煮詰まってきたものについては、やっぱり尊重してやるべきではないかという概ねの意見を大体把握をしてきておるところでございますが、そういうことで私はこの、いつということじゃなくして、できれば次回にでも確認をしていく、また、それについての意見調整をしていくという形で、小委員会で大変汗を流して御苦勞されたこのことについては、やっぱり十分重く慎重に受けとめながら取り組んでいくべきだと、そのように考えております。

吉山会長

今、それぞれ御意見を伺っております。通例ですと、この協議につきましては、言ってみましたら小委員会の報告という形を受けて新規の提案になっておる訳です、その2としてはですね。したがって、今日急ぎ結論を出すということは、やっぱり事が事ですから、余計難しいのかなという思いを、先ほどの議論の中で感じました。

ただ、正直申し上げまして、大変な苦勞があつての小委員会の議論だろう、そのことはこの報告書を見て、皆さん方もお聞きしながらおわかりいただける部分だろうと思うんです。こういった部分を、やっぱり重く受けとめながら、次回改めて協議をさせていただく、そして方向づけをさせていただこうということで、本日の区切りとしておきたいと思うんですが、はい、椎山委員どうぞ。

椎山委員

鷹島の椎山です。前回の協議の折、私は小委員会に付託すれば、やはりその小委員会の意見を尊重すべきだというふうな発言をしたと思います。その中で、会長の吉山会長は、あく

までもたたき台ですからということをおっしゃったと思います。そういったことで、できれば今日は皆さんも忌憚のない意見を出していただいて、私は結構だと思いますので、決めるのは次回か、その次でいいと思いますので、できればそういうふうをお願いしたいなと、こう考えております。

吉山会長

今、私は一つの区切りで、また次回協議をとということですが、今、椎山委員の方から、もっといずれにしてもたたき台としてとらえながら、今日決めないにしても議論を深めたらどうかという提案がございました。どうでしょうかね。じゃあ、しばらく議論しましょうか。はい、田島委員どうぞ。

田島議会議員の取り扱いに関する小委員会委員長

あのですね、このことについて、大体先ほど報告したことは、まとめた報告でございますが、議論された中でもいろいろあった訳でございます。それで、よければここに資料を持ってありますので、報告というかな、各自、こういうことでは、こういうことではと、いろいろ議論があったことを、どがんでしょうか、報告した方がいいでしょうかね。

吉山会長

そこは、委員長が御報告なさる委員会の立場としての判断で、私、それをとめるということでもございません。

田島議会議員の取り扱いに関する小委員会委員長

それではですよ、時間、ちょっといただいて、報告というか、よかですか。

吉山会長

いずれにしてもですね、鷹島が肥前町からお帰りになるについては、もう時間切れ、5時の便は難しそうです。後の便ということもございますので、もうしばらく皆さんつき合ってくださいという意味で、どうぞ。

田島議会議員の取り扱いに関する小委員会委員長

それじゃ失礼いたします。いろいろ何時間と、この項目一つで何時間もかかって、いろいろなことを検討しました。ここにまとめておるのはその一部でございます、ちょっとその分を読ませていただきます。

経費削減の合併の目的を失わないように、今後の財政状況、人口の推移と市民所得を考慮し、5万都市の26人を2万8千人に比例させて15人、譲歩して類似の豊前市の17人ではどう

か。

2万8千人は法的には町の人口である。選挙区自体が2町に配慮をしている。上限とする26人の2町の人口割が3人になるので、それを選挙区の定数にして想定数を20を切らないように考えればよいといったような意見。

そうすると、自治体から何人出るのが重要、法律で定められる上限の定数として、2町は半分ぐらいの議員を残して3期ぐらいで段階的に定数を削減していく。経費削減だけでは議論はできない。合併するだけでも3自治体の定数合計が45人が26人となり、経費削減になるではないかということですね。

財政面の心配があり、上限いっぱいの定数は納得できない。自治体の自立を目指すのであれば、財政面が重要である。人口、財政、地域性を考慮して、類似自治体の議会の議員は人口3万人を超すと22人程度であり、2万8千人の人口規模からすると、20人が上限と思う。その数を人口比例配分すると、16人、2人、2人となるが、2町に配慮し、14人、3人、3人では、13人、4人、4人は2倍以上の格差がつくという意見。

それから、松浦市議会の意向は20か21である。合併の目的である行政経費の削減を考えると、上限の26は困難であり、かといって削減だけの議論は禍根を残す。現在の松浦市の定数、現員数を参考に訴訟が起きないように、1票の格差を考えて配分してはどうか。格差を2倍以内に保ち、14人、3人、3人であれば納得できるという御意見。

設置選挙の1期4年は上限26人で行い、2町にできるだけ定数配分し、新市になって削減していくというような意見。

設置選挙の定数は上限数の26人をお願いしたい。松浦市は財政面から2町は交通、地理的状况から配慮を希望している。18人、4人、4人で26人をといたが、14人、3人、3人の20名ではどうかというような御意見。

そして、各自治体定数から平等に8減し、13人、4人、4人の21人ではどうかと。2人では選挙区は要らないと、そして13人、3人、3人で提案したわけですが、最終的に落ちつくところは14人と3人、3人というような結論、全会一致ではございませんでしたけれども、そのようなことで決まったところでございます。

そういうことで、このほかにもいろいろ類似団体とも比較もしました。いろいろやりましたけれども、やっぱりどうしてもこの線が適当じゃないかなというようなことで、人口のこともありましたし、経費削減のこともありましたし、1票の価値ということにも配慮して、

14と3人と3人というようなことで報告させていただきました。

以上でございます。

吉山会長

今の小委員会の議論の流れといいますか、出た意見等々についても加えて報告をしていただきました。

引き続き、それぞれそういったことも踏まえながら意見を伺いたいと思いますが、特にございませんか。はい、福村委員どうぞ。

福村委員

松浦の福村ですが、ただ今田島委員長さんから報告がありましたように、非常にそれぞれの市町の立場、委員さんの考え等々によって、幅広い意見が出されたと思います。その中をずっと峻別して行って、結局、この初めての合併ですから、選挙区を設けていこうということに、まず話が決まったと思うんですよ。それで、ここまで詰めて詰めて苦労してまとめてこられた今の報告を聞いて、やはりこれは尊重しなきゃいかんと、私はそう思います。

いずれ、今日、こうして報告が出されて、これをたたき台としてこれからこれによって協議をしよる訳ですけども、私はこれまでの経緯等々、今の報告を聞いていて、この委員会のまとめというものは、非常にどこから見ても非の打ちどころがない、それぞれの立場で言えば意見があるとは思いますが、このまとめについては尊重すべきであると、私はそのように思います。

吉山会長

その他、はい、どうぞ。

松永副会長

松永です。私も小委員会、午前中出ていましたから、内容は大体わかっているんです。だから、この小委員会の案に対してごちゃごちゃ言っているんじゃないんです。そこを御理解いただきたい。私はまだ、副会長じゃなくて、この委員として、協議会委員としてうちの議会に報告していないんですよ。それで、ここで決定しましたという報告する訳には、どうもいかんような気がしているんです。そう思いませんか、そこら辺。

だから、御苦労はわかるんです。そして、この原案が適当だということはわかっているんですよ。ただ、うちの議会に、私、議長として、ここの委員として、こういう提案がされましたが、皆さん、ひとつ大変御苦労してこの提案にこぎつけたようですから了解いただけま

せんかというて、あるいはお願いをするかもしれません。しかし、それは私の、どういうふうに皆さんに説明するかは別で、そういうことを議会に持って帰って、ひとつ取りつけてから、その次の協議会で決定していただきたいなと思って、そう言っているだけで、この案が悪いとか、それから御苦労に対して否定しているとか、そんなことはないんです。そこら辺、御理解いただきたい。

吉山会長

よくよく考えると、言ってらっしゃることは同じ意味なんですね。福村委員さんも尊重すべきだと、ただ、今日決定する云々は別としてというお話ですよ。それからあわせて、松永副会長も尊重しないという意味ではないんだという、そういう流れでございますので、基本的には立場それぞれあるにしても、言ってらっしゃることは私は同じ内容じゃないかなと思いをしておりますので、あえて福村委員さんにはもう……、まだあえて言いますか。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）もういいですよ。じゃあ……（発言する者あり）はい、田島委員どうぞ。

田島議会議員の取り扱いに関する小委員会委員長

私もちょっと大体気の短か方でございますので、すみませんが、今、松永議長が言われたとは、そうじゃなかったんですよ、真っ先は、4名にしてくれという提案じゃったんですよ。だから、私はそれに対してこうて、なんじゃったけれども、今のように持ち帰って議会の同意を得ましょうということであれば、それはそれでいいんですよ。それが妥当な線だと思いますよ。持ち帰ってみて検討してもらって、次回にでも、また次の会にでも結構じゃないでしょうか。私はそのように希望いたします。

吉山会長

そういった、実はお互いの議論というか、話の受け取り方に食い違いがあったんです。先ほどからの議論は、松永副会長がおっしゃった数字ではなかったんです。おっしゃったのは、他のお立場の方でもございました。そういうことを踏まえながら、まだ町議会としての議論というのもきちっとしておらんし、もう持ち帰りながら協議をさせてくれんだろうかというのが本旨であったようです。そんな意味では変わらないと、私自身思っております。はい、松瀬委員どうぞ、何かあるんですか。

松瀬委員

今のことについて一言申し上げたいと思います。

小委員会の皆さん方には大変御苦労なさって、並々ならぬ御努力の跡が、この文言に出てまいっております。大変だったと思うんです。ただ、この小委員会の結果を正式に1市2町にお伝えになっていないことも事実でございます。だから、やはり提案は提案として正式にお伝えになって、これをなるべくこれでまとめていただくという御努力をしていただくというように、はっきりおっしゃって調整なされた方がいいと、私は思うんですけれども、やっぱり初めて出されたものを、はい、さようでございますかでは、ここで論議しましても住民の皆さんには通じないという反面がございますので、あえて申し上げます。

吉山会長

そういう方向で、実は今日の区切りをさせていただこうと考えておったところでございます。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

実は私は小委員会のメンバーでありまして、今日、この場で小委員会に出ておりましたから言う立場じゃないのかもしれませんが、もともと小委員会に付託されたのは、椎山委員が言われたように、そのたたき台ということだったので、委員長の方から先ほど議論の中身は読み上げられましたけれども、この場で大いに、それはこの案に対してどういうふうなのかということ、大いに議論されて構わないと思うんですね。そして、その中で小委員会としてもこういう意見が出たんだよというような形で、ある意味大いに議論をしないと、なかなか納得もしてもらえないんだろうと思うんですね。

したがって、小委員会でのさまざまな意見は委員長が先ほどまとめて持っておられますので、あと、このたたき台に対してそれぞれ皆さんが忌憚のないところをお話になって、それで先ほど松永議長がおっしゃったように、その結果を持って、やっぱりそれぞれの町で説明していただいた方が、一番納得いく線になるんじゃないかと、そのように思いますので、最初からこの小委員会の案を尊重せろ、尊重せろと言え、何にも物は言えなくなるかと思うんで、それはそれとして議論はしていただいてもいいんじゃないかなと、僕は思っておりますけれども、小委員会としての委員として皆さんの意見も聞くこともいいのかなと、僕は思っております。そういうことです。

吉山会長

そういう小委員会としてたたき台を出していただく、そのことが大変苦労を多くして、小委員会の意見を集約していただいた訳です。そのことはやっぱり尊重する意味合いというの

はあろうと思います。しかし、そのことはそのこととして、私たちは議論を交わしたいということで、先ほどから御意見を伺っておった訳です。

そういう御意見を伺う中で、ちょっと区切りができそうな状況があったものですから、私としては今日の議論としては一旦の区切りとして、今日の今までの議論を含めながら持ち帰っていただいて、次回、協議の整理をきちっとやりたいなという思いを持っておるわけです。まさしく松瀬委員がおっしゃったようなこと。で、池水委員がおっしゃったこと等も含めてかなり議論もされておるようですから、一旦ここでこのことについては区切っておきたいと思うんです。そして、お持ち帰りいただき、当然のことながら、それぞれの市、町の中でさらなる議論は深まるだろうと思いますので、そういうことで今日の区切りをしておきたいと思います。よろしいですね。

はい、じゃあ一応、小委員会に付託をしましたことについては、大変な御苦勞をして小委員会が意見の、小委員会としての集約をしていただいた訳です。そのことの報告を受けて、本日の提案をさせていただきました。その部分について、幾ばくかの議論をさせていただいたと、その経過の中で、やはり持ち帰り、それぞれこれらのことについて議論をする必要があるということで、今日は一旦の区切りとし、次回改めて協議を継続していきたい、そのように取り扱いをさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、大変熱心にそれぞれの項目について議論をいただきました。継続協議事項等々も大方の協議調整も終わることができましたし、新規提案の中でも調整が済んだ事項もあった訳です。改めて皆様方の御協力に感謝を申し上げたいと思います。あわせて、重要なこととなります新市建設計画につきましても、県との調整素案というものについて御同意をいただいたところでございます。

ただ、やっぱりこれから非常に重要な項目である議員さん方の取り扱いの問題、このことについては本日の提案、議論を踏まえながら、各市町、今後熱心にひとつ取りまとめ、御意見集約等々を図っていただく努力を心からお願い申し上げて、本日の会を閉じたいと思います。本当にありがとうございました。

午後 4 時 41 分 閉会